

松原市民図書館

活 動 報 告

令和6年度
(2024年度)



はじめに

本市における図書館活動は、昭和45年の「雨の日文庫」（家庭文庫）の発足により始まった。図書館は建物ではなくシステムであるという認識のもとに、昭和49年自動車図書館の発足に引き続き、分室・分館の開設等によりシステムの拡充をはかり、“どこでも、誰でも”が利用できる図書館サービスに取り組んできた。だが、今日では、ライフスタイルの変化に伴い、必ずしも多くの市民が求める図書館像とは一致しなくなっている。そこで、平成25年5月に松原市図書館適正配置等検討委員会を設置し、その答申の内容を踏まえ、平成29年7月に松原市新図書館建設方針を策定し、市民のニーズに合った出会いのある新しいスタイルの図書館として令和2年1月に読書の森（松原市民松原図書館）を開館した。

市民図書館の基本的考え方

- （１）市民図書館は、ＡＶ資料（ＣＤ・ＤＶＤ等）を含め資料の貸出をサービスの中核とする。

<個人貸出>

読書案内、予約サービスの継続的・発展的な実践によって、六つの地域館で構成される図書館サービスシステムにより市全域でのサービスに努める。

<団体貸出>

市内で活動する家庭・地域文庫をはじめ、福祉施設・学校・幼稚園・保育所・事業所・病院・市民サークル等への団体貸出の促進に努める。また、学校図書館や市民の読書振興に努める団体と連携を密にし、おはなし会や図書館紹介オリエンテーションを通じ、児童生徒の読書の普及に努める。

- （２）障害者・病人・高齢者に対するサービス

図書館への来館が困難な市民に対し、配本車による自宅・施設（病院・老人ホーム等）への直接配本サービスの充実を図る。視覚障害者には、大活字本の整備・対面朗読・自宅へ出向いてのリーディングサービス並びに録音資料の郵送提供等、障害者のニーズに沿ったサービスに努める。また、全国の関係施設が所蔵する点字・録音資料の資料検索システムを使い、幅広い資料の提供にも努める。

- （３）調査・研究への援助

市政郷土資料・参考資料を整備し、調査相談業務の充実に努める。

- （４）蔵書情報提供の推進

松原図書館に設置の検索機（ＯＰＡＣ）やインターネットで情報を提供するほか、個人がインターネットを通じて、蔵書情報検索や予約ができるシステムを推進する。

(5) 各種事業（講座・講演会）の充実

絵本とおはなし講座や様々な講演会等を市民参加のもとに積極的に開催し、市民の生涯学習にふさわしい事業として、他の関連施設と協力し市民文化の向上に努める。

(6) 乳幼児サービスとして、赤ちゃんと保護者への読み聞かせ等を行い、絵本を介して赤ちゃんとふれあうことの大切さを伝える。

(7) 市民の幅広い要求に応えるため図書館資料の充実はもとより、国立国会図書館をはじめ、大阪府立図書館や近隣公立図書館とも連携を図りながら資料提供に努める。

(8) 集会室

恵我図書館においては単独の集会室設備を備えており、図書館が行う事業だけでなく、地域の方々の自主的な活動の場を提供する。

目 次

	ページ
(1) あゆみ	1
(2) 図書館・文庫システムマップ	4
(3) 施設の概要	5
(4) 松原市民図書館機構図並びに職務分担表	6
(5) 職員研修	7
(6) 蔵書	8
(7) 利用	11
(8) フリーサービス（障害者サービス）	17
(9) 集会室の利用状況	20
(10) 文化活動 ― 講座・講演会―	20
(11) 資料展示	24
(12) 子どもに対する活動	25
(13) 学校との連携	28
(14) 刊行物	30
(15) 予算	30
(16) 図書館協議会	30
(17) 子ども文庫及び関連団体	31
(18) 図書館ボランティアの会	31
(19) 市民図書館アシスト倶楽部	31
(20) まつばら電子図書館（電子書籍サービス）	32
※付録	
松原市図書館条例	33
松原市民図書館管理運営規則	39
松原市民図書館ボランティア活動要綱	56
様式	58
松原市図書館適正配置等検討委員会規則	61

(1) あゆみ

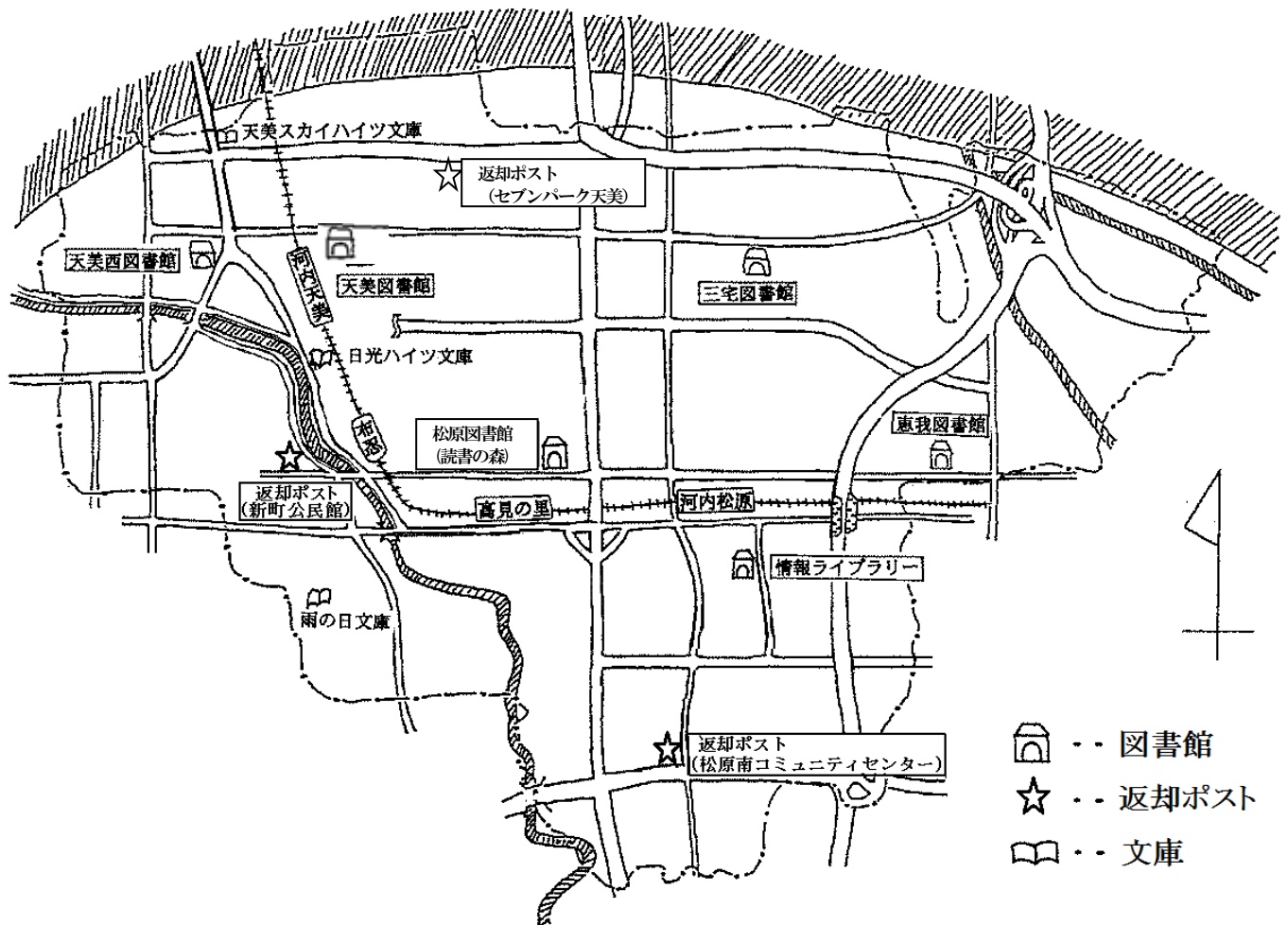
- 1970年(昭和45) 7月、「雨の日文庫」誕生
- 1972年(昭和47) 4月、松原子ども文庫連絡会発足
- 1973年(昭和48) 7月、中央公民館内に地域文庫“松ぼっくり”誕生
11月、松原市自動車図書館運営と将来計画委員会発足
- 1974年(昭和49) 4月、自動車図書館12駐車場で発足
地域文庫“松ぼっくり”市へ移管、市立中央公民館内に公民館図書室として開設
- 1975年(昭和50) 1月、「松原市図書館設置計画審議会」発足
- 1976年(昭和51) 6月、配本車受贈(松原ライオンズクラブより)
7月、市立天美公民館内に図書室開設(条例制定後は分室)
11月、「図書館設置計画審議会答申」が出される
- 1977年(昭和52) 4月、「松原市図書館条例」「松原市民図書館管理運営規則」公布
松原市民図書館発足、中央公民館図書室を松原駅前分館としてシステムの本地地とする。布忍公民館内に布忍分室開設
- 1978年(昭和53) 5月、布忍分室休室
7月、三宅公民館内に三宅分室開設
- 1979年(昭和54) 4月、布忍分室を新町分室として再開設
- 1980年(昭和55) 7月、松原図書館開館、プラネタリウム館開館
コンピュータシステム導入(日本メモレックス)
- 1981年(昭和56) 5月、天美図書館開館
6月、障害者サービス(フリーサービス)開始
8月、自動車図書館買い換え
- 1982年(昭和57) 5月、恵我図書館開館
- 1984年(昭和59) 5月、三宅図書館開館(三宅分室閉室)
- 1985年(昭和60) 4月、松原図書館書誌情報検索システム稼働(ハネウエル)
5月、松原南図書館開館、並びに松原図書館とオンライン稼働
10月、新町分室、西除川改修工事のため休室(～昭和61年3月)
- 1986年(昭和61) 5月、全地域館オンライン稼働
12月、配本車受贈により更新(松原ライオンズクラブより)
- 1988年(昭和63) 6月、天美西図書館開館(5月 天美分室閉室)
- 1990年(平成2) 12月、CDの貸出開始
- 1991年(平成3) 2月、松原駅前分館、移転のため休館
3月、松原小学校内に松原分館開館(松原駅前分館閉館)
9月、市立老人福祉センターへの団体貸出開始
- 1992年(平成4) 3月、恵我図書館研修室整備完了
- 1993年(平成5) 7月、コンピュータシステム入れ換え(NECS)

利用者用資料検索コンピュータ設置

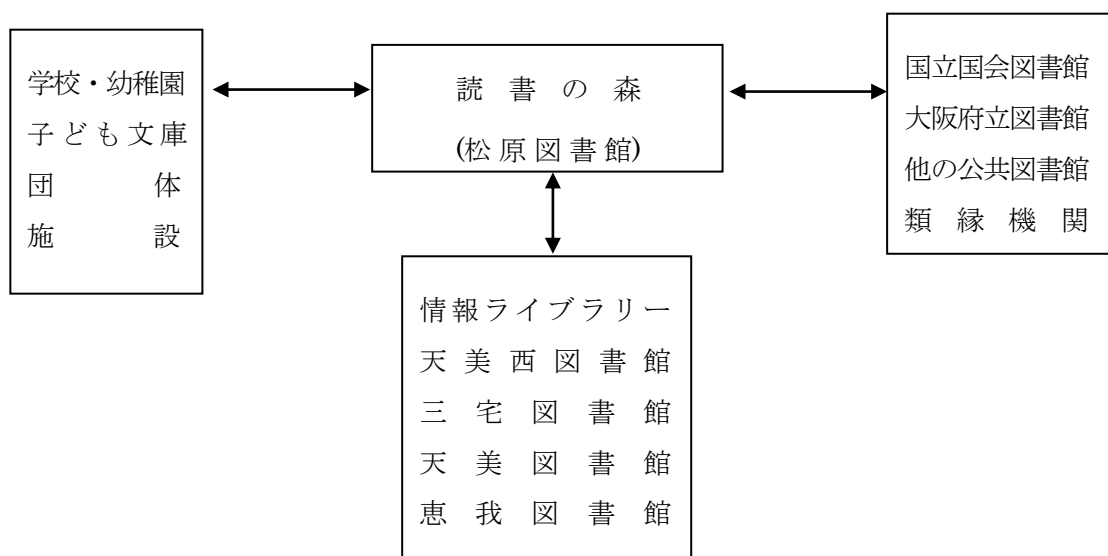
- 1 1 月. 情報ライブラリー開館（1 0 月 松原分館閉館）
- 1 9 9 4 年（平成 6） 8 月. ビデオの貸出開始
- 1 9 9 5 年（平成 7） 1 月. パソコン通信による蔵書検索サービス開始
- 1 1 月. 配本車受贈により更新（松原ライオンズクラブより）
- 聴覚・言語不自由者対象に F A X による予約・問い合わせ受付開始
- 1 9 9 6 年（平成 8） 4 月. パソコン通信による蔵書検索サービス時間延長（2 2 時まで）
- 1 9 9 7 年（平成 9） 3 月. 利用者用資料検索コンピュータの更新
- 7 月. 自動車図書館買い換え
- 1 9 9 9 年（平成 1 1） 4 月. 集会室・プラネタリウムの利用にあたって障害者減免を実施
- 2 0 0 0 年（平成 1 2） 4 月. 新町図書館開館（2 月 新町分室閉室）
- 2 0 0 3 年（平成 1 5） 1 月. コンピュータシステム入れ替え（富士通）
- インターネットによる蔵書検索サービス開始（パソコン通信による蔵書検索サービス停止）
- 2 月. 集会室予約システム稼動
- 2 0 0 4 年（平成 1 6） 2 月. 松原図書館の開館時間を延長（1 0 時～1 7 時→1 0 時～1 9 時、火～金のみ）
- 館内整理休館を月末日から第 3 木曜日に変更
- 2 0 0 5 年（平成 1 7） 4 月. 松原図書館の土・日曜及び各地域館の開館時間を延長（1 0 時～1 7 時→1 0 時～1 7 時 3 0 分）
- 2 0 0 6 年（平成 1 8） 4 月. 阪南大学図書館と相互利用を開始
- 2 0 0 7 年（平成 1 9） 3 月. 自動車図書館廃止
- 4 月. 松原図書館祝日開館を実施（ただし、月曜と第 3 木曜を除く）（開館時間は 1 0 時～1 7 時 3 0 分）
- 2 0 0 9 年（平成 2 1） 3 月. 松原市子ども読書活動推進計画策定
- 4 月. 大阪市と図書館の相互利用を開始
- 2 0 1 1 年（平成 2 3） 3 月. 「これからの松原市民図書館のあり方について」答申（松原市民図書館協議会）
- 6 月. 松原市図書館適正配置等検討委員会発足
- 9 月. 市民図書館アシスト倶楽部（図書館ボランティア）発足
- 1 1 月. DVD の貸出開始
- 2 0 1 2 年（平成 2 4） 7 月. 中部 9 市（八尾市、柏原市、東大阪市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市）で図書館の相互利用を開始
- 2 0 1 3 年（平成 2 5） 5 月. 「図書館の適正配置及び規模、ならびに市民サービスの充実などについて」答申（松原市図書館適正配置等検討委員会）
- 2 0 1 4 年（平成 2 6） 3 月. プラネタリウム館休止
- 1 0 月. まつばら電子図書館運用開始（7 月より試行）

- 2015年（平成27） 4月．新町図書館廃止（4月1日付けで廃止）
松原南図書館休止（4月1日より）
- 2016年（平成28） 6月．松原南図書館廃止（6月29日付けで廃止）
9月．松原南コミュニティーセンターで予約資料の受取サービスを開始
- 2017年（平成29） 4月．松原市新図書館建設に係る事業者選定委員会発足
7月．「松原市新図書館建設方針」策定
10月．新町公民館で予約資料の受取サービスを開始
12月．松原市新図書館建設に係る優先交渉権者の決定
南河内3町村（千早赤阪村、太子町、河南町）の図書館及び
図書室との相互利用を開始
- 2018年（平成30） 10月．松原図書館集会室廃止
11月．松原市新図書館建設工事着工
- 2019年（令和元） 11月．松原図書館休館（11月11日～令和2年1月25日）
12月．プラネタリウム館廃止
読書の森（松原図書館）自習室先行オープン
- 2020年（令和2） 1月．読書の森（松原図書館）開館（1月26日）
Wi-Fiサービス開始
インターネット予約サービス開始
3月．新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館（3月2日～5月18日）
4月．緊急事態宣言の発出に伴う臨時休館中の特別措置として、予約本の宅配サービス実施（4月6日～5月31日）
- 2021年（令和3） 1月．読書の森（松原図書館）新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、時間短縮開館実施（1月14日～2月28日※9:00～20:00）
4月．新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館（4月25日～6月20日）
11月．セブンパーク天美に返却ポスト設置
12月．天美図書館移転準備のため休館
（12月29日～令和4年1月31日）
- 2022年（令和4） 2月．天美図書館開館（2月1日）
4月．自習室WEB予約開始
- 2024年（令和6） 7月．読書の森（松原図書館）来館者100万人達成
妊産婦図書宅配サービス開始
- 2025年（令和7） 3月．コンピュータシステム機器更新

(2) 図書館・文庫システムマップ



〈図書館サービスのネットワーク〉



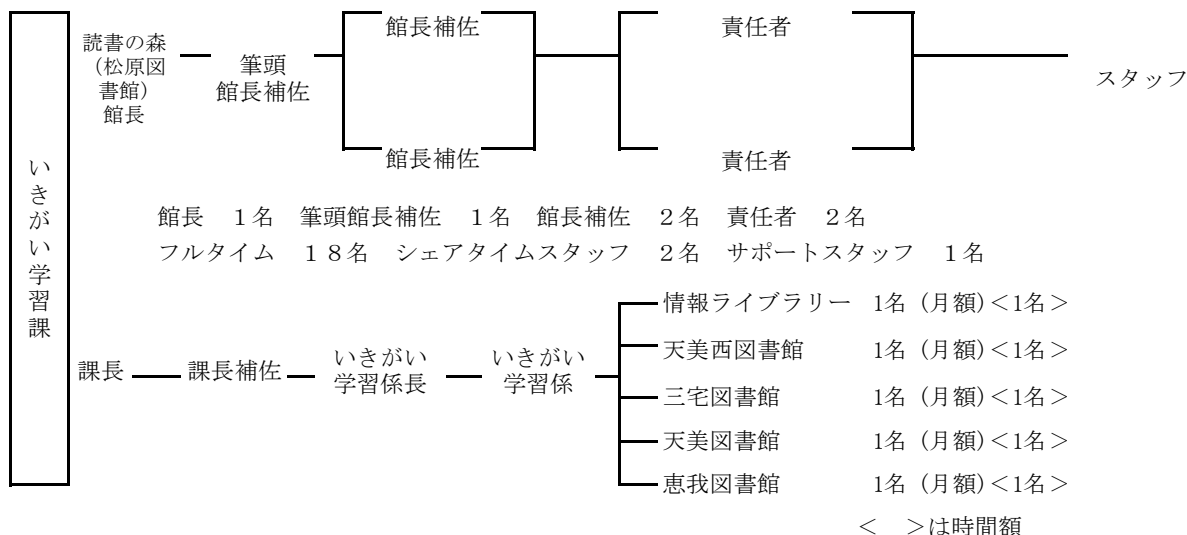
(3) 施設の概要

名称	所在地		構造 形態	規模 (敷地面積)	施設概要
	設立年	用地費 千円	建設費 (含設計) 千円		初年度備品 千円
読書の森 松原図書館	〒580-0044 田井城3-1-46 TEL334-8060 FAX330-1475		RC. 単独	2,987.33㎡ (1,643.57㎡)	開架貸出室、自習室、 録音室、ボランティアル ム、事務室、書庫、作業室 (バックヤード)、車庫
	2020年	—	1,483,467		建設費に含む
情 報 ライブラリー	〒580-0016 上田7-11-19 TEL&FAX335-4000		RC. 併設	194.53㎡ (1,400.00㎡)	開架貸出室. 事務室
	1993年	—	—		14,680
天美西 図書館	〒580-0034 天美西1-18-28 TEL&FAX330-0551		RC. 併設	346.09㎡ (600.04㎡)	開架貸出室. 事務室
	1988年	50,182	72,166		22,300
三 宅 図書館	〒580-0046 三宅中3-17-15 TEL&FAX332-8560		RC. 併設	314.09㎡ (1,055.00㎡)	開架貸出室. 事務室
	1984年	—	—		9,300
天 美 図書館	〒580-0032 天美東7-85 TEL&FAX336-7300		RC. 併設	263.14㎡ (333.33㎡)	開架貸出室. 事務室. 授乳室
	2022年	—	229,900		11,022
恵 我 図書館	〒580-0003 一津屋1-10-15 TEL&FAX333-2020		RC. 併設	550.62㎡ (1,732.99㎡)	開架貸出室. 集会室. 事務室
	1982年	45,228	91,406		9,500

(4) 松原市民図書館機構図並びに職務分担表

〈機構図〉

(2025年4月現在)



正規職員 8 名

会計年度任用職員(月額雇用) 7 名

会計年度任用職員(時間額雇用) 1 1 名

※会計年度任用職員（時間額雇用）数は、実人数を記載しています。

〈職務分担表〉

(2025年4月現在)

資料整理	図書の発注・受入 / A V資料の発注・受入
カウンター業務	資料の貸出・返却、選書 レファレンス その他奉仕に関すること
図書選定担当	図書・A V資料の選択
相互貸借	他市・他府県の図書館との協力貸出窓口 申込の発信・受信、貸出・返却
フリーサービス担当	視覚障害者への資料の貸出・返却 来館が困難な利用者(妊産婦含む) への宅配 ボランティアへの協力 その他障害者サービスに関すること
学校との連携協力担当	小学校3年生を対象とした図書館見学の実施 出前授業 学校図書館への協力
絵本とおはなし	子どもの読書に関わる講座の企画・運営
講演・講座	講演会・講座・図書館まつりの企画・運営
図書館広報	館報「図書館だより(かわちもめん)」の編集・発行 市広報「広報まつばら」及び、その他広報紙との連携 ホームページ更新
活動報告	活動報告の作成
コンピュータ業務	新着案内等各種リスト及び月報・年報等各種統計の作成 蔵書点検 / その他システムに関すること
電子書籍サービス	コンテンツの選定・発注・検証 / コンテンツ紹介画面の管理 統計管理 / その他電子書籍に関すること
アシスト倶楽部	図書館ボランティアへの協力呼びかけ 登録と手配

(5) 職員研修

主催	テーマ	月日	場所
大阪府立中央図書館	令和6年度 大阪公共図書館協会 児童サービス基本研修	6月5日	大阪府立中央図書館
大阪府子ども 文庫連絡会	2024年度 児童文化講座 「やあ元気？世界の子どもたち」	6月11日	大阪府立中央図書館
大阪府教育委員会	令和6年度 大阪府図書館司書セミナー	6月26日	大阪府立中央図書館
大阪府子ども 文庫連絡会	2024年度 児童文化講座 「子どもの本とわたし」	7月9日	大阪府立中央図書館
大阪府子ども 文庫連絡会	2024年度 児童文化講座 「公共図書館に対話的空間をつくる ー図書館のこれからを考えるー」	10月8日	大阪市立中央図書館
大阪府教育委員会	令和6年度 大阪府図書館司書セミナー 「やさしい日本語の基礎」	10月30日	大阪府立中央図書館
大阪府子ども 文庫連絡会	2024年度 児童文化講座 「今を生きる子どもたちへ ～本で未来の根っこを作ろう～」	11月12日	大阪府立中央図書館
大阪府教育庁市町村 教育室地域教育振興課	令和6年度 市町村子ども読書活動推進担当者連絡会 (第2回)	12月5日	茨木市文化・子育て 複合施設 おにクル
大阪府子ども 文庫連絡会	2024年度 児童文化講座 「一歩ふみだしてみよう！」	12月10日	大阪府立中央図書館
大阪府立中央 図書館	令和6年度 公立図書館と学校との合同研修 「情報拠点としての学校図書館 ～探求学習の支援とは何か？～」	12月25日	オンライン
大阪府子ども 文庫連絡会	2024年度 児童文化講座 「いつか吹いていた風を描く」	1月21日	大阪府立中央図書館
大阪府立中央 図書館	令和6年度 大阪公共図書館協会 参考業務実務研修（基本）	1月24日	大阪府立中央図書館
大阪府教育庁市町村 教育室地域教育振興課	令和6年度 市町村子ども読書活動推進担当者連絡会 (第3回)	2月7日	泉大津市立図書館
大阪府子ども 文庫連絡会	2024年度 公開講座 「子どもと読書 ～“いま” と “これから” を考える～」	2月18日	大阪市立中央図書館
大阪府子ども 文庫連絡会	2024年度 児童文化講座 「絵とことばが会おうところ」	3月11日	大阪市立中央図書館

(6) 蔵書

〈年度別蔵書数の推移〉

年	冊数 (内児童書)
1979	130,095 (57,848)
1980	166,452 (73,612)
1981	198,623 (87,250)
1982	219,839 (91,405)
1983	245,839 (99,992)
1984	267,573 (108,884)
1985	301,756 (121,437)
1986	317,982 (127,890)
1987	351,576 (138,606)
1988	341,386 (124,648)
1989	365,760 (132,320)
1990	384,303 (135,944)
1991	401,108 (139,978)
1992	415,145 (143,013)
1993	426,817 (145,206)
1994	441,509 (148,185)
1995	457,109 (151,370)
1996	469,074 (154,593)
1997	466,809 (157,585)
1998	474,228 (160,153)
1999	482,297 (161,533)
2000	483,726 (164,154)
2001	486,279 (166,393)
2002	495,091 (169,246)
2003	500,455 (165,862)
2004	493,536 (164,596)
2005	500,902 (166,993)
2006	500,699 (169,270)
2007	506,297 (171,514)
2008	484,285 (171,376)
2009	491,038 (173,770)
2010	480,175 (163,538)
2011	473,145 (160,530)
2012	456,895 (158,149)
2013	443,736 (155,088)
2014	429,684 (152,955)
2015	393,344 (135,515)
2016	395,178 (135,139)
2017	393,952 (135,208)
2018	398,784 (134,455)
2019	456,932 (169,043)
2020	448,641 (168,634)
2021	450,451 (168,191)
2022	448,112 (166,372)
2023	448,555 (164,099)
2024	451,902 (163,818)

〈館別図書冊数〉

館別開架図書冊数	
読書の森(松原図書館)	114,000
情報ライブラリー	30,000
天美西図書館	38,000
三宅図書館	32,000
天美図書館	12,000
恵我図書館	35,500
書 庫	190,400
*上記の数は概数	

(2025年3月現在)

〈図書以外の資料〉

種別	所蔵数
C D	9,554
ビデオテープ	36
DVD	744

(2025年3月現在)

2019年蔵書数の増加は、読書の森（松原図書館）の開館によるもの

〈新聞〉

紙名	所蔵館
朝 日 新 聞	1・4
産 経 新 聞	1・2
毎 日 新 聞	1・6
読 売 新 聞	1・7
日 本 経 済 新 聞	1・3
サ ン ケ イ ス ポ ー ツ	4
ス ポ ー ツ ニ ッ ポ ン	2
ス ポ ー ツ 報 知	6
デ イ リ ー ス ポ ー ツ	7
日 刊 ス ポ ー ツ	1・3
読 売 KODOMO 新 聞	1
し ん ぶ ん 赤 旗	1
公 明 新 聞	1
社 会 新 報	1
自 由 民 主	1

所蔵館番号

- 1 読書の森(松原図書館)
- 2 情報ライブラリー
- 3 天美西図書館
- 4 三宅図書館
- 6 天美図書館
- 7 恵我図書館

(2025年4月現在)

〈雑誌〉

No. 雑 誌 名

- 1 I'm home(アイムホーム)
- 2 AERA(アエラ)
- 3 AERA with Kids(アエラウイズキッズ)
- 4 明日の友
- 5 アニメージュ
- 6 あまから手帖
- 7 anan(アンアン)
- 8 アンドプレミアム
- 9 一個人
- 10 一枚の絵
- 11 田舎暮らしの本
- 12 WiLL(ウィル)
- 13 Wedge(ウェッジ)
- 14 UOMO(ウオモ)
- 15 うかたま
- 16 栄養と料理
- 17 eclat(エクラ)
- 18 エコノミスト
- 19 ESSE(エッセ)
- 20 SFマガジン
- 21 ELLE(エル・ジャポン)
- 22 LDK(エルディーケー)
- 23 園芸ガイド
- 24 えんぶ
- 25 オートバイ

No. 雑 誌 名

- 26 おはよう21
- 27 オール読物
- 28 オレンジページ
- 29 学校図書館
- 30 家庭画報
- 31 からだにいいこと
- 32 キネマ旬報
- 33 CAPA(キャパ)
- 34 NHKきょうの健康
- 35 NHKきょうの料理
- 36 きょうの料理ビギナーズ
- 37 Ku:nel(クウネル)
- 38 Goods Press(グッズプレス)
- 39 クーヨン
- 40 CLasism(クラシズム)
- 41 CLASSY.(クラッシー)
- 42 CREA(クレア)
- 43 CREA Traveller (クレアトラベラー)
- 44 クロワッサン
- 45 群像
- 46 芸術新潮
- 47 月刊カラオケファン
- 48 月刊基ワールド
- 49 月刊自家用車
- 50 月刊社会教育

No. 雑 誌 名

- 51 月刊天文ガイド
- 52 月刊ニュースがわかる
- 53 現代詩手帖
- 54 現代農業
- 55 現代の図書館
- 56 建築と社会
- 57 航空ファン
- 58 COTTON TIME(コットンタイム)
- 59 COTTON FRIEND(コットンフレンド)
- 60 コドモエ
- 61 子供の科学
- 62 ゴルフダイジェスト
- 63 サッカーマガジン
- 64 SAVVY(サビィ)
- 65 サライ
- 66 サンキュ!
- 67 サンデー毎日
- 68 JTB時刻表
- 69 CNN ENGLISH EXPRESS
- 70 GQ JAPAN(ジーキュージャパン)
- 71 GISELe(ジゼル)
- 72 週刊金曜日
- 73 週刊新潮
- 74 週刊ダイヤモンド
- 75 週刊東洋経済

No. 雑誌名	No. 雑誌名	No. 雑誌名
76 週刊文春	116 図書館雑誌	156 文藝春秋
77 週刊ベースボール	117 driver(ドライバー)	157 文藝春秋
78 ジュニアエラ	118 ナショナルジオグラフィック日本版	158 Baby-mo(ベビモ)
79 NHK趣味の園芸	119 ニコプチ	159 pen(ペン)
80 NHK趣味の園芸やさいの時間	120 日経WOMAN(ウーマン)	160 VOCE(ヴォーチェ)
81 ジュリスト	121 日経サイエンス	161 盆栽世界
82 NHK将棋講座	122 日経TRENDY(トレンドイ)	162 本の雑誌
83 将棋世界	123 日経PC21	163 Mac Fan (マックファン)
84 小説新潮	124 日経ヘルス	164 Mart (マート)
85 小説推理	125 日経マネー	165 MAMOR(マモル)
86 小説すばる	126 日本児童文学	166 marisol(マリソル)
87 人権と部落問題	127 ニューズウィーク日本版	167 mr partner(ミスターパートナー)
88 新潮	128 Newton(ニュートン)	168 ミセスのスタイルブック
89 SCREEN(スクリーン)	129 猫びより	169 Meets Regional(ミーツリージョナル)
90 すてきにハンドメイド	130 ノジュール	170 MEN'S NON-NO (メンズノンノ)
91 STORY(ストーリー)	131 non-no(ノンノ)	171 みんなの図書館
92 Sports Graphic Number (スポーツグラフィックナンバー)	132 俳句	172 みんなのねがい
93 相撲	133 俳句界	173 ムー
94 正論	134 BAILA(バイラ)	174 MOE(モエ)
95 世界	135 HERS(ハーズ)	175 文字の大きな時刻表
96 川柳マガジン	136 ハルメク	176 やさい畑
97 装苑	137 25ans(ヴァンサンカン)	177 山と溪谷
98 ソトコト	138 美術手帖	178 優駿
99 蕎麦春秋	139 美術の窓	179 ゆうゆう
100 ダイヤモンド ZAi	140 美人百花	180 ヨガジャーナル日本版
101 Tarzan(ターザン)	141 美的(BITEKI)	181 ラジオ深夜便
102 ダ・ヴィンチ	142 ひととき	182 LEE(リー)
103 旅の手帖	143 BE-PAL(ビーパル)	183 リベラルタイム
104 食べものの文化	144 ViVi(ヴィヴィ)	184 リンネル
105 たまごクラブ(初めて・中期・後期)	145 ひよこクラブ(初めて・中期・後期)	185 歴史街道
106 短歌研究	146 風景写真	186 歴史群像
107 淡交	147 婦人画報	187 歴史人
108 dancyu(ダンチュウ)	148 婦人公論	188 レタスクラブ
109 ちいさいなかま	149 婦人之友	189 レディブティック
110 中央公論	150 武道	190 ROCKIN' ON JAPAN (ロッキングオンジャパン)
111 創	151 FRaU(フラウ)	191 和楽
112 Discover Japan (ディスカバージャパン)	152 部落解放	
113 デジタルカメラマガジン	153 BRUTUS(ブルータス)	
114 鉄道ジャーナル	154 プレジデント	
115 天然生活	155 プレジデントFamily(ファミリー)	

(2025年4月現在)

(7) 利用

〈年度別貸出冊数〉

1979	405, 032	新町分室開室
1980	518, 222	松原図書館開館
1981	627, 150	天美図書館開館
1982	675, 961	恵我図書館開館
1983	639, 584	
1984	640, 608	三宅分室閉室、三宅図書館開館
1985	628, 244	松原南図書館開館、新町分室半年休室
1986	582, 405	
1987	577, 588	
1988	580, 848	天美分室閉室、天美西図書館開館
1989	562, 902	
1990	585, 921	松原駅前分館閉館、松原分館開館
1991	590, 850	
1992	629, 011	
1993	625, 363	松原分館閉館、情報ライブラリー開館
1994	682, 154	
1995	700, 255	
1996	671, 176	
1997	684, 715	
1998	743, 777	
1999	763, 450	新町分室閉室
2000	746, 467	新町図書館開館
2001	708, 582	
2002	703, 054	
2003	697, 630	
2004	670, 286	
2005	665, 871	
2006	659, 291	
2007	662, 803	
2008	693, 074	
2009	704, 091	
2010	688, 052	
2011	654, 545	
2012	624, 573	
2013	580, 488	
2014	536, 728	
2015	511, 940	新町図書館廃止、松原南図書館休止
2016	491, 318	松原南図書館廃止
2017	472, 254	
2018	457, 153	
2019	428, 085	松原図書館閉館、読書の森(松原図書館)開館
2020	489, 544	※4月1日から5月18日まで臨時休館
2021	506, 718	※4月25日から6月20日まで臨時休館 12月29日から1月31日まで天美図書館臨時休館
2022	541, 534	
2023	548, 887	
2024	528, 990	

〈CD・DVD貸出状況〉

CD	DVD
7, 177	4, 229

〈年度別利用者数の推移〉

年度	利用者数	内児童	指数	人口	利用率
1979	13,222		119	135,624	9.8
1980	20,689		184	135,984	15.2
1981	22,902		204	135,921	16.8
1982	25,864		231	136,094	19.0
1983	25,304		226	135,971	18.6
1984	26,001	14,970	232	136,738	19.0
1985	26,962	14,985	241	136,590	19.7
1986	25,913	13,555	240	136,627	19.0
1987	24,422	11,922	218	136,851	17.8
1988	24,071	11,124	215	136,456	17.6
1989	22,665	10,030	202	136,190	16.6
1990	21,420	8,774	191	135,841	15.8
1991	21,045	8,680	188	135,411	15.5
1992	21,842	8,092	195	134,659	16.2
1993	21,258	7,616	190	134,243	15.8
1994	22,149	7,233	197	134,112	16.5
1995	22,511	7,160	201	134,426	16.7
1996	23,459	6,994	209	134,800	17.4
1997	22,676	6,800	202	134,435	16.9
1998	23,833	6,107	213	134,153	17.8
1999	23,921	7,121	213	133,725	17.9
2000	23,497	5,772	210	133,216	17.6
2001	22,087	6,561	197	132,533	16.7
2002	※				
2003	22,645	6,167	202	130,590	17.3
2004	21,718	6,315	194	129,833	16.7
2005	20,672	5,646	184	129,077	16.0
2006	20,215	5,394	180	127,910	15.8
2007	19,366	5,123	173	127,386	15.2
2008	19,450	4,852	173	127,085	15.3
2009	18,999	4,762	169	126,432	15.0
2010	18,726	4,691	167	125,771	14.9
2011	17,653	4,409	157	124,920	14.1
2012	17,449	4,122	156	123,991	14.1
2013	16,127	4,014	144	123,270	13.1
2014	14,821	3,505	132	122,482	12.1
2015	13,508	2,923	120	121,730	11.1
2016	12,789	2,535	114	121,125	10.6
2017	11,976	2,287	107	120,575	9.9
2018	10,557	2,211	94	119,864	8.8
2019	11,363	2,547	101	119,225	9.5
2020	11,951	2,266	107	118,357	10.0
2021	12,350	2,418	110	117,313	10.5
2022	13,509	2,384	120	116,842	11.6
2023	12,946	2,228	115	116,476	11.1
2024	12,432	2,042	108	116,043	10.5

(注) 1. 利用者数は、総登録者のうち当該年度内に資料の貸出しを受けた人数。

(注) 2. 指数は、初年度を100とした伸び率。

※コンピュータシステム変更のため、利用者数は集計できず。

＜参考＞ 2002年度末の総登録者数

85,047人（内児童 12,324人） 人口 131,803人

〈館別貸出状況〉

2024.4.1～2025.3.31

館	貸出点数					
	一般書	児童書	雑誌	CD	DVD	合計
読書の森(松原図書館)	193,925	143,302	10,198	4,133	3,989	355,547
情報ライフ・ラリー	27,929	13,280	2,025	1,200	77	44,511
天美西図書館	28,713	11,097	803	608	52	41,273
三宅図書館	13,108	7,991	646	111	7	21,863
天美図書館	30,545	9,720	1,341	422	30	42,058
恵我図書館	24,369	8,374	1,624	703	74	35,144
計	318,589	193,764	16,637	7,177	4,229	540,396
新町公民館	787	231	33	0	0	1,051 *
松原南コミュニティセンター	641	168	30	31	6	876 *

館	貸出人数		
	～14歳	15歳～	合計
読書の森(松原図書館)	19,148	89,865	109,013
情報ライフ・ラリー	875	11,127	12,002
天美西図書館	702	9,553	10,255
三宅図書館	850	4,791	5,641
天美図書館	719	12,282	13,001
恵我図書館	446	8,861	9,307
計	22,740	136,479	159,219

新町公民館	0	318	318 *
松原南コミュニティセンター	17	416	433 *

館	月平均 貸出点数	月平均 貸出人数	日平均 貸出点数	日平均 貸出人数	開館 日数
読書の森(松原図書館)	29,629	9,084	1,046	321	340
情報ライフ・ラリー	3,709	1,000	161	43	277
天美西図書館	3,439	855	149	37	277
三宅図書館	1,822	470	79	20	277
天美図書館	3,505	1,083	152	47	277
恵我図書館	2,929	776	127	34	277
計	45,033	13,268	1,714	502	

2016年9月より松原南コミュニティセンターでの予約資料の受取サービスを開始した。

2017年10月より新町公民館での予約資料の受取サービスを開始した。

*の数字は読書の森(松原図書館)に含まれる。

分館は閲覧のみ開館した4日間は含まれていません。

〈年度別館別貸出状況〉

館名	年度	一般書	児童書	雑誌	CD	DVD	貸出点数 合計	貸出人数
読書の森 (松原図書館)	2022	197,911	149,255	10,944	4,381	4,719	367,210	109,908
	2023	202,134	152,697	11,512	4,688	4,679	375,710	114,483
	2024	193,925	143,302	10,198	4,133	3,989	355,547	109,013
情報ライブラリー	2022	28,989	12,146	1,658	1,832	72	44,697	12,010
	2023	27,033	11,881	1,711	1,406	69	42,100	11,774
	2024	27,929	13,280	2,025	1,200	77	44,511	12,002
天美西図書館	2022	31,817	8,950	973	936	116	42,792	10,915
	2023	31,449	10,750	987	705	29	43,920	10,945
	2024	28,713	11,097	803	608	52	41,273	10,255
三宅図書館	2022	13,643	9,104	535	208	17	23,507	5,755
	2023	13,993	7,660	777	222	1	22,653	5,950
	2024	13,108	7,991	646	111	7	21,863	5,641
天美図書館	2022	29,621	9,470	1,337	803	55	41,286	12,591
	2023	29,430	10,410	1,227	493	61	41,621	12,805
	2024	30,545	9,720	1,341	422	30	42,058	13,001
恵我図書館	2022	26,200	7,585	1,396	617	27	35,825	9,308
	2023	26,229	7,354	1,653	945	30	36,211	9,788
	2024	24,369	8,374	1,624	703	74	35,144	9,307
総計	2022	328,181	196,510	16,843	8,777	5,006	555,317	160,487
	2023	330,268	200,752	17,867	8,459	4,869	562,215	165,745
	2024	318,589	193,764	16,637	7,177	4,229	540,396	159,219

〈団体貸出状況〉

	利用団体	貸出
小学校	49	8,219
中学校	0	0
高校	2	25
幼稚園	0	0
保育園・保育所	7	413
ボランティア団体	9	953
その他の団体	25	1,933
合計	92	11,543

〈予約実績〉

受付館	件数
読書の森(松原図書館)*	138,556
情報ライブラリー	4,880
天美西図書館	4,300
三宅図書館	5,252
天美図書館	5,086
恵我図書館	4,402
合計	162,476
うちインターネット予約	113,112

*新町・南コミュ含む

〈実績比率〉

人口116,043人(2025.4.1現在)

項目	計算方法	実績
1 市民一人当たり貸出資料数	貸出資料数÷人口 540,396点÷116,043人	4.66点
2 資料回転率	貸出資料数÷資料数 540,396点÷462,236点	1.2回
3 市民千人当たり年間購入冊数	年間購入冊数÷人口×1000 11,064冊÷116,043人×1000	95冊
4 市民一人当たり資料数	資料数÷人口 462,236点÷116,043人	3.98点
5 市民一人当たり資料購入費	資料購入費÷人口 25,000千円÷116,043人	215円
6 市民一人当たり図書館費	図書館経常経費÷人口 274,863千円÷116,043人	2,369円
7 職員一人当たり奉仕人口	人口÷職員数 116,043人÷33人	3,516人
8 職員一人当たり貸出資料数	貸出資料数÷職員数 540,396点÷33人	16,376点
9 市民一人当たりサービス効果	(貸出資料数×資料平均単価－図書館費)÷人口 (540,396点×1,892円－274,863千円)÷116,043人	6,442円
10 一般会計に占める図書館経費 (令和6年度決算額より)	図書館費÷一般会計×100 274,863千円÷53,235,485千円×100	0.52%

〈年度別サービス指数の推移〉

項目	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
1 市民一人当たり貸出資料数(点)	4.4	4.2	4.1	4.0	3.7	4.3	4.4	4.8	4.8	4.7
2 資料回転率(回)	1.3	1.3	1.3	1.2	1.0	1.1	1.2	1.2	1.3	1.2
3 市民千人当たり年間購入冊数(冊)	95	95	2017	81	532	145	127	97	99	95
4 市民一人当たり資料数(点)	3.31	3.35	3.35	3.41	3.92	3.79	3.84	3.84	3.85	3.98
5 市民一人当たり資料購入費(円)	141	142	135	124	978	296	298	214	215	215
6 サービス指数(円)	4,547	4,253	4,313	4,339	2,477	5,591	6,548	6,468	6,467	6,442
7 一般会計に占める図書館費(%)	0.51	0.5	0.51	0.44	1.14	0.6	0.59	0.53	0.53	0.52

〈広域利用統計〉

(通勤・通学者を含む)

	年間登録者数	貸出人数	貸出点数
羽曳野市	209	4,395	15,617
藤井寺市	103	2,071	7,364
富田林市	48	709	2,882
大阪狭山市	6	69	299
河内長野市	13	123	411
八尾市	31	402	1,243
東大阪市	7	70	219
柏原市	16	155	451
大阪市	402	7,166	29,188
河南町	7	43	139
太子町	11	57	94
千早赤阪村	0	0	0
合計	853	15,260	57,907

2019年度は読書の森(松原図書館)の開館につき、各指数が変わっている。

上の表4の2017・2018年度について、資料数にCD・ビデオ・DVDが含まれていなかったため修正した。

2009年4月から大阪市、2012年7月から中部9市(八尾市、柏原市、東大阪市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市)、2017年12月から南河内3町村(河南町、太子町、千早赤阪村)との間で、協定を結び相互の図書館利用を開始した。

※資料数(冊)は本のみの数字。
資料数(点)は本・CD・ビデオ・DVDを含んだ数字。

〈相互貸借状況〉

大阪府内		借用	貸出	大阪府外		借用	貸出
大阪府		747	39	国立国会		0	0
大阪市		60	6	都道府県	宮城県図書館	1	0
北大阪	能勢町	1	23		京都府立図書館	2	0
	豊能町	1	14		兵庫県立図書館	2	0
	池田市	5	46		滋賀県立図書館	5	3
	箕面市	11	6		鳥取県立図書館	1	0
	豊中市	3	2		島根県立図書館	1	0
	吹田市	37	3	市区町村	中野区(東京)	1	0
	摂津市	7	17		船橋市(千葉)	4	0
	茨木市	60	48		柏市(千葉)	1	0
	高槻市	16	0		横瀬町(埼玉)	1	0
	島本町	0	42		松本市(長野)	1	0
東大阪	枚方市	127	76		高山市(岐阜)	3	0
	交野市	2	0		白川町(岐阜)	1	0
	寝屋川市	38	83		七尾市(石川)	2	0
	門真市	1	11		小牧市(愛知)	0	1
	四條畷市	1	50		名古屋市(愛知)	1	0
	大東市	56	52		京田辺市(京都)	0	1
	東大阪市	107	78		八幡市(京都)	0	2
	八尾市	60	29		大和郡山市(奈良)	0	7
	柏原市	13	21		大津市(滋賀)	0	6
	守口市	2	36		栗東市(滋賀)	0	2
南河内	羽曳野市	228	73		長浜市(滋賀)	1	0
	藤井寺市	28	88		彦根市(滋賀)	1	0
	富田林市	24	58		岡山市(岡山)	3	0
	大阪狭山市	40	75		日野町(鳥取)	0	1
	河内長野市	216	511	大阪府外合計		32	23
	千早赤阪村	0	15				
	太子町	3	32				
	河南町	12	16				
泉州	堺市	132	19				
	高石市	42	43				
	泉大津市	6	44				
	忠岡町	0	18				
	和泉市	48	16				
	岸和田市	27	44				
	貝塚市	9	58				
	泉佐野市	2	85				
	熊取町	8	0				
	田尻町	0	94				
	泉南市	2	68				
	阪南市	10	71				
阪南大学		0	0				
大阪府内合計		2192	2110				

(8) フリーサービス (障害者サービス)

《視覚障害者サービス》

1) 登録者 28名

2) 蔵書 (録音図書、タイトル数)

年度		2022年	2023年	2024年
自館製作	デイジー	17	17	35
総蔵書数	カセット	0	0	0
	デイジー	266	282	315

3) 利用状況

① 個人への貸出 (タイトル数)

年度		2022年	2023年	2024年
点字図書	他館所蔵	47	0	0
録音図書 (カセット)	自館所蔵	0	0	0
	他館所蔵	0	0	0
録音図書 (デイジー)	自館所蔵	20	26	44
	他館所蔵	314	361	351
定期刊行物 (デイジー)	自館所蔵	254	220	251
	他館所蔵	27	24	15

2024年度自館所蔵定期刊行物タイトル

図書館ニュース、コーヒーブレイク、週刊新潮

② 他館への貸出 (タイトル数)

年度	2022年	2023年	2024年
録音図書 (カセット)	0	0	0
録音図書 (デイジー)	58	78	103

4) プライベートサービス—個人の要望により資料をプライベートに録音する。

デイジー図書 13件

5) ホームリーディングサービス—主に視覚障害者宅に出向き対面朗読を行う。

件数: 32件

実利用者数: 2名

時間: 39時間 30分

担当: ボランティア 1名

《その他のサービス》

1) 宅配 ・利用者 7名

・2週間に一度、金曜日

回数: 136回

貸出点数: 748点

予約受付件数: 64件

2) 聴覚障害者等へのサービス (FAXによる予約・問い合わせ)

登録者数：1名

予約受付件数：51件

《朗読講習会》

視覚障害者のために音訳資料を作成しているボランティアグループの勉強会、及びボランティアの養成講座。

☆松原あめんぼテープライブラリー

定例勉強会

講師：嶋田洋子氏 (元朝日放送アナウンサー)

日時：毎月第1金曜日 午前9時30分～12時 (年間10回)

場所：まつばらテラス (輝)・読書の森

自主勉強会

日時：毎月第1金曜日 午後1時～4時

毎月第3金曜日 午前10時～午後4時

場所：読書の森

☆松原市朗読研究会

定例勉強会 8月を除く毎月

日時：毎月第2・第4日曜日 午後1時～5時30分

場所：まつばらテラス (輝)・読書の森・カナートモール多目的室

初級講座

日時：4月10, 17, 24日 (水)、5月8, 15日 (水) 午後1時～4時

場所：まつばらテラス (輝) 音楽室

参加者：12名

《ボランティア活動》

松原あめんぼテープライブラリー／20名

- ・ 録音図書製作 (デージー版) 製作 22点
- ・ 「図書館ニュース」 (デージー版) 製作 (隔月年6回)
 - 内容：館報「図書館だより (かわちもめん)」
 - 「話題の本」 (デージー図書ベストリーダー・墨字本ベストセラー)
 - 「新着図書案内」
 - 「耳より情報」
 - 「あめんぼからのお知らせ」 (完成デージー録音図書の案内)
- ・ あめんぼだより (会員向け新聞) 年2回発行
- ・ ホームリーディングサービス (対面朗読)
- ・ プライベート録音資料製作 7点
- ・ 図書館行事への参加
 - 図書館まつり「耳で聞く絵本」、パネル作成・展示
- ・ 市民図書館ボランティアの会 運営委員会、例会 参加

- ・ 「声のマッピー通信」(4月、10月)発行

松原市朗読研究会／23名

- ・ 録音図書製作(デージー版)製作 16点
- ・ プライベート録音資料製作 9点
- ・ 「声の広報まつばら」デージー版製作(毎月)
- ・ 「声の議会だより」製作(5回)(デージー録音のデータを製作)
- ・ 「コーヒープレイク」製作(5回)(デージー版)

内容：図書館・松原市視覚障害者福祉協会・松原市社会福祉協議会からのお知らせ、
松原市視覚障害者福祉協会との交流会の報告、旅行記・料理・新聞記事紹介等

- ・ 図書館行事への参加
図書館まつり「自分の声を録音してみよう」、パネル作成・展示
- ・ 「まつばらボランティア市民活動フェスタ2024」参加(パネル展示)
- ・ 市民図書館ボランティアの会 例会・報告会 参加 コーヒープレイク実演
- ・ 松視協市内学校講演に対する生徒からの感想文の音訳

松原市朗読研究会内 まつばら朗読サークルうぐいす／13名

発話・発声・朗読・録音を通して、高齢者の日常生活の質の向上を目指す。

- ・ 定例会

日時：毎月第2土曜日 午後1時～5時(除く8月)

場所：読書の森(松原図書館)

《妊産婦図書宅配サービス》

図書館への来館が困難な市内在住の妊婦または出産後1年以内の方に、訪問または郵送により、読書をサポートするためご希望の本を宅配するサービス。

登録者：2名

宅配実施回数：3回

(9) 集会室の利用状況

施設名	利用回数
恵我図書館	158

☆利用内容

- ・おはなし会
- ・お楽しみ会
- ・子ども会活動
- ・保護者会
- ・市役所・各文化関係団体
- ・各団体の総会、集会等

※読書の森（松原図書館）自習室

	利用人数	1日平均
個人席	延べ 31,148名	92名
長机席	延べ 17,638名	52名

※読書の森開館日数：340日

(10) 文化活動－講座・講演会－

市民図書館では、人と本の触れあいの場所としての基本的な活動である資料提供のほか、市民文化の創造のため、企画から運営まで市民参加による文化活動を推進している。

《講演・講座》

地域の生涯学習・文化振興を目的とし、幅広い年齢層を対象とした講座を企画している。

講座名	講師	日時	参加人数
講座「高野山の森と読書の森」 場所：松原図書館	西田 安則氏 山本 加奈氏	4月14日（日） 午後2時～3時30分	15名
ワークショップ「草原に生きる モンゴルの子どもたち」 場所：まつばらテラス（輝）	島村 一平氏 （国立民族学博物館 教授）	9月29日（日） 午後1時30分～午後3時	28名
「苔のおはなしとミニ苔テラ リウム作り」 場所：松原図書館	道盛 正樹氏 （NPO法人 大阪自然史 センター 理事）	10月6日（日） 午後1時～2時30分、午 後3時～4時30分	各回8名
「見上げよう 読書の森天体 観望会」 場所：松原図書館	中島 健次氏 （那須香大阪天文台 長）	11月23日（日） 午後6時～7時45分	28名
開館5周年記念講演会「今振り 返る読書の森誕生の物語」 場所：松原商工会議所	高野 洋平氏 森田 祥子氏 （MARU。Architecture）	1月26日（日） 午後2時～3時30分	53名
「読書の森deプラネタリウム」 場所：松原図書館	小関 高明氏 （関西モバイルプラネ タリウム代表）	2月8日（土） 午前10時30分～午後3 時40分	131名 （全5回）

バリアフリー映画上映会『ラーゲリより愛を込めて』 場所：まつばらテラス（輝）	3月2日（日） 午後1時30分～4時30分	38名
---	--------------------------	-----

《絵本とおはなし講座》

保護者や子どもに関わる人を対象に、絵本やおはなしをとおして、子どもに本の楽しさを伝えることを目的とした講座。

☆子どもの心を育てる絵本とおはなし講座

講座名	講師	日時	参加人数
講演会「子どもたちに本の楽しさを伝えるよみきかせ」 場所：まつばらテラス（輝）	長瀬 美子氏 （大阪大谷大学 教育学部教授）	6月16日（日） 午前10時～12時	34名
講演会「おはなしを語ることの大切さ」 場所：まつばらテラス（輝）	細木 紀美子氏 （昔ばなし大学 再話研究員）	6月24日（月） 午前10時～12時	26名

☆絵本とおはなし講演会

講座名	講師	日時	参加人数
講演会「本は不思議への入り口」 場所：まつばらテラス（輝）	富安 陽子氏 （児童文学作家）	2月15日（土） 午後1時～午後2時30分	92名

☆地域勉強会・・・集団を対象に、おはなしやよみきかせをしたい人のための勉強会。

地域ごとに四つのグループ（田井城・天美・恵我・松原南）に分かれ、それぞれ独自の勉強会を行っている。

☆ボランティアスキルアップ講座

日時：2月20日（日）午前10時～11時30分

場所：松原図書館 3階くつろぎスペース

参加人数：ボランティア21名、読書の森 21名、分館職員 7名

—だっこでえほん—

絵本とおはなし講座のうち、乳幼児サービスの一環として絵本ボランティアとともに、赤ちゃんと保護者に絵本を介して温かなことばの時間をもつことの大切さを伝える。

☆「親子で楽しむわらべうた」

日時：3月9日（日）午前10時30分～11時15分

場所：松原図書館 3階くつろぎスペース

参加人数：8組19名

☆あかちゃんタイム・・・乳幼児向けおはなし会

実施日：毎月第2木曜日（休館日と祝日を除く）

午前10時30分～11時30分（2回 入れ替え制 各回の定員は12組）

場所：読書の森松原図書館 3階くつろぎスペース

担当：ボランティア3名

内容：わらべうたや親子遊び、絵本の読み聞かせなど、約15分のプログラム

参加人数合計：381名（平均32名） 実施回数：12回

☆えほんのゆりかご・・・おすすめの絵本の紹介や読み聞かせなど、赤ちゃん絵本を楽しむためのサポートを行う。

実施日：毎月第2・4火曜日（休館日と祝日を除く）

午前10時～11時30分

場所：読書の森松原図書館 3階くつろぎスペース

担当：ボランティア3名

参加人数合計：214名（平均9名） 実施回数：23回

《おはなしキャラバン》

おはなしキャラバンとは、絵本とおはなしの講座や地域勉強会で勉強した人（テラー）が、図書館や文庫・小学校などで子どもたちを対象によみきかせ、おはなしなどを行う活動。

場所	回数	備考
読書の森 （松原図書館）	10	毎月第3土曜日
情報ライブラリー	20	毎月第4日曜日11回、第4火曜日（あかちゃんからのおはなし会）9回
天美西図書館	24	毎月第2土曜日12回、第1木曜日（あかちゃんからのおはなし会）12回
三宅図書館	6	奇数月第3土曜日（あかちゃんからのおはなし会）
天美図書館	9	毎月第3水曜日
恵我図書館	9	毎月第4木曜日
雨の日文庫	6	不定期開催
中央小学校	6	全学年対象各3回、1・2年対象各3回
松原小学校	6	1・2年対象各3回
松原南小学校	4	全学年対象2回、1・2・3年対象各2回
松原北小学校	8	1・2年対象各4回
恵我小学校	20	1・2年対象各10回
天美小学校	10	1・2年対象10回
天美北小学校	3	1・2年対象3回
天美西小学校	13	4年対象7回、5年対象2回、6年対象4回
恵我南小学校	11	全学年対象1回、1・2年対象各5回
布忍小学校	6	1年対象2回、3～6年対象各1回
三宅幼稚園	2	年中年長対象2回
布忍小地域子ども会	1	全学年対象1回

はーとビュー	1	全学年対象1回
計	175	

《第48回図書館まつり》

市民とともに作る図書館のお祭りとして、10月27日（日）に松原図書館で行った。

内容	時間	担当	場所	参加人数
自分の声を聞いてみよう	10:30～12:30	朗読研究会	2階ボランティア室	16組
おはなし会	10:45～11:15	おはなし小箱の会	くつろぎスペース	20名
わらべうたとおはなし会	11:15～11:45	だっこでえほん	くつろぎスペース	18名
耳で聞く絵本	1:00～4:00	あめんぼテープライブラリー	入口エントランス	65名
おはなし会	1:00～1:30	図書館	くつろぎスペース	45名
もよおしもの	1:30～2:30	たんぽぽ	くつろぎスペース	113名
内容	種類		演者	
『もりのかくれんぼう』	大型絵本		おはなし小箱の会	
『ポテトむらのコロケまつり』	ペープサート		雨の日文庫	
『ぶたたぬききつねねこ』	パネルシアター		天美勉強会	
『へんてこへんてこ』	ペープサート		田井城勉強会	
『町のねずみと田舎のねずみ』	大型紙芝居		南勉強会	
『月ようびはなにたべる?』	ペープサート		恵我勉強会	
手づくり会	2:00～4:00	おはなし小箱の会	3階ボランティア室	60名
子どものお店	2:30～4:00	雨の日文庫	屋上	75名

(1 1) 資料展示

読書の森（松原図書館）で、大人向け、子ども向けに月毎にテーマを設定して関連本を展示した。

〈一般書〉

	1 階一般書	
4 月	読んでみたい！あの作品の原作！	「図書展 1970年から現在、そして未来へ」 (1～9日)、こども読書週間 (23～5月12日)
5 月	旅	百年の作家たち (13～6月20日)
6 月	声から健康	「いくつのえほん」 (21～7月17日)
7 月	夏の作家大集合	洋書あります (18～8月22日)
8 月	オリンピック・パラリンピック完全攻略	
9 月	手紙	苔 (20～30日)
1 0 月	ひゅーまんフェスタ特別展示	秋の読書週間「みんなでつくるお気に入りの本棚」 (28～11月20日)
1 1 月	「多様性社会」	「犯罪被害者週間」啓発パネル展 (22～12月1日)
1 2 月	2 0 2 4	里親啓発展示 (4～18日)
1 月	昭和 1 0 0 年	松原市 市制施行 70周年記念資料展示 (1月17日～2月19日)
2 月	美しい建造物	
3 月	新生活の準備を始めよう	

〈児童書〉

	3 階児童書	
4 月	ゆめのせかいへ	つくる
5 月	みどりとしろ	がっこう
6 月	たぬき	くらべてみようくらし
7 月	7 祭り	この夏、何する？
8 月	海外作家の絵本たち	マンガで学ぼう！
9 月	フルーツパラダイス	いにしえの物語
1 0 月	あきのいろ	音
1 1 月	見上げてごらん夜の星を	わん・わん・わん
1 2 月	クリスマス	あれや これや やったひとびと
1 月	へびとその仲間のえほん	いろいろ、色
2 月	世界三大童話作家	これが第 1 巻！！
3 月	パン屋さん	はっこう

(12) 子どもに対する活動

(2024年4月～2025年3月まで)

	行事名	実施日	参加人数
読書の森 (松原図書館)	おはなし会※1	第3土曜(10回/年)	1回平均27名
	えほんのゆりかご	第2・4火曜(23回/年)	1回平均9名
	あかちゃんタイム	第2木曜(12回/年)	1回平均32名
	読書の森deおはなし会	毎月第4日曜(11回/年)	1回平均17名
	まいにち! 読書の森deおはなし会	4月27日(土)～ 5月6日(月) (17回)	1回平均10名
	子どものための図書館探検ツアー	5月5日(日)	20名
	中学生のための図書館お仕事体験	5月6日(月)	5名
	まつばらいろはかるたであそぼう!	5月19日(日)	23名
	わたしの好きな本はこれ! 図書館にある本の中で、好きな本や感動した本などおすすめ本の紹介を募集、展示。	7月20日(土)～ 8月18日(水)	69名 (応募者数)
	かみしばいをつくろう!	7月24日(水)～27日(土)	11名
	図書館を使った調べる学習	8月1日(木) 8月2日(金)	7名 3名
情報 ライブラリー	夏のこどもおたのしみ会 (田井城勉強会による) 手遊び「のぼるよコアラ」、パネルシアター「しゃぼんだま とばせ」、絵本『だめだめすいか』、おはなし『だいくとおにろく』、手遊びうた「ギザギザ模様の丸いスイカ」、ペープサート「へんてこへんてこ」	8月17日(土)	50名
	冬のこどもおたのしみ会 (田井城勉強会による) 手遊び「コアラ」、大型絵本『ぐりとぐらのおきやくさま』、手遊び「グーチョキパー クリスマスVer」、パネルシアター「かさじぞう」、おはなし『十二支のはじまり』、大型紙芝居『じごくのそうべえ』	12月21日(土)	35名
	おはなし会(やまびこ)※1	第4日曜(11回/年)	1回平均5名
	カンガルーぽけっと(あかちゃんからのおはなし会)※1	第4火曜(9回/年)	1回平均4名
	ちょこっと手づくり会DAY 「おりがみでしおりをつくろう」	8月6日(火) 7日(水)	40名
	夏のこどもおたのしみ会 (田井城勉強会による) パネルシアター「しゃぼん玉とばせ」、絵本『だめだめすいか』、おはなし『だいくとおにろく』、ペープサート「へんてこへんてこ」	8月24日(土)	15名
	冬のこどもおたのしみ会 (田井城勉強会による) 大型絵本『ぐりとぐらのおきやくさま』、パネルシアター「かさじぞう」、大型紙芝居『じごくのそうべえ』	12月24日(火)	14名

	行事名	実施日	参加人数
天美西図書館	おはなし会（おはなしばたけ）※1	第2土曜（12回/年）	1回平均6名
	バンビたいむ（あかちゃんからのおはなし会）※1	第1木曜（12回/年）	1回平均12名
	手づくり会「ふうりん」	6月25日（火）	29名
	夏のこどもおたのしみ会（天美勉強会による） 絵本『うまれたよ！カメ』、大型絵本『どうぶつしんちょうそくてい』、紙芝居『おやゆびたろう』、大型絵本『キャベツくん』、パネルシアター「ぶたたぬききつねねこ」	8月23日（金）	10名
	手づくり会「おりがみであそぼう！」	8月27日（火）	43名
	手づくり会「オリガミボックス」	11月12日（火）	29名
	冬のこどもおたのしみ会（天美勉強会による） 絵本『まるくておいしいよ』、絵本『だれのあし？』、紙芝居『サンタクマーズがこないわけ』、絵本『たまらんちゃん』、絵本『おしりだよ』、おはなし『ねずみのすもう』、パネルシアター「忍者学校」	12月20日（金）	20名
三宅図書館	おはなしくまちゃん（あかちゃんからのおはなし会）※1	奇数月第3土曜（6回/年）	1回平均4名
	夏のこどもおたのしみ会（おはなし小箱の会による） 大型絵本『やさい』、絵本『ダレ・ダレ・ダレダ』『ぼくおよげるんだ』、大型紙芝居『ぞうくんのあめふりさんぽ』、おはなし『ギーギードア』、わらべ唄『にぎり ぱっちり/たまりや/いもむしごろごろ』	8月22日（木）	2名
	冬のこどもおたのしみ会（おはなし小箱の会による） おりがみ劇場、絵本『ゆきがどっさりつもったよ』、絵本『ふしぎなはこ』、おはなし『ひなどりねこ』、てづくり会「くねくねへび」	12月20日（金）	14名
天美図書館	おはなし会※1	第3水曜（9回/年）	1回平均5名
	夏のこどもおたのしみ会（天美勉強会による） 絵本『いいいろふうせんや』、絵本『キャベツくん』、絵本『めっきらもっきらどおんどおん』、絵本『うまれたよ！カメ』、おはなし『むしのおおさまかぶとむし』	8月21日（水）	7名
	手づくり会「しおり・お箸袋・ポチ袋を作しましょう！」	11月30日（土）	15名
	冬のこどもおたのしみ会（天美勉強会による） 絵本『があちゃん』、絵本『たまらんちゃん』、絵本『いないいないばー』、絵本『ねずみがばくっ！』、紙芝居『サンタクマーズがこないわけ』、パネルシアター「くまさん くまさんなにみてるの？」	12月18日（水）	11名

	行事名	実施日	参加人数
恵我図書館	おはなし会（もこもこタイム）※1	第4木曜（9回/年）	1回平均4名
	夏のこどもおたのしみ会（恵我勉強会による） 手づくり会「手作りボールでの的投げ!」、大型絵本『おばけのてんぷら』、大型絵本『めっきらもっきらどおんどん』	8月22日（木）	64名
	手づくり会「新聞やチラシで簡単な箱を作ります」	10月1日（火）	8名
	図書館まつり「マジックショー」 （まっcom（生涯学習人材バンク）による）	10月27日（日）	52名
	手づくり会「紙コップであそぼう」（恵我勉強会による） 絵本『どうぶつえんのおふろやさん』、絵本『げんこつやまのたぬきさん』、絵本『ちょちょあそび』、絵本『いないいないばあ!』、絵本『あーん』	11月28日（木）	6名
	冬のこどもおたのしみ会（恵我勉強会による） 大型絵本『おめんです①/おめんです②』、絵本『ポッポきかんしゃよるさんぽ』、絵本『ころころたまご』、ハンドベル「むすんでひらいて/エーデルワイス/あわてんぼうのサンタクロース」	12月12日（木）	2名

※1 絵本・紙芝居のよみきかせとおはなし（おはなしキャラバン含む）

○ブックスタート事業

あかちゃんと本の初めての出会いをサポートするため、

4か月児健診を受診する乳幼児に絵本を1冊配布。

	書名	作者	出版者
配布絵本	『くつついた』	三浦 太郎	こぐま社
	『くだもの』	平山 和子	福音館書店
	『ごぶごぶごぼごぼ』	駒形 克己	福音館書店
令和4年度配布数			703冊
令和5年度配布数			686冊
令和6年度配布数			723冊

(1 3) 学校との連携

児童・生徒の読書を促し、知る権利を保障していくうえで、学校図書館と公共図書館との連携がますます重要になってきていることをふまえ、以下の活動を実施した。

・図書館見学

目的：図書館の成り立ちやしくみ、はたらき等を説明し、実際に見学してもらうことで、今までよりいっそう図書館を身近で利用しやすい施設としてとらえてもらう。

対象：小学生

内容：司書による図書館案内と、貸出・返却を行った。

見学場所：読書の森（松原図書館）

学校名	実施日	児童数	担当職員数
松原南小学校（3年）	5月2日（木）	47名（2クラス）	3名
恵我南小学校（3年）	5月10日（金）	36名（1クラス）	4名
松原西小学校（3年）	5月13日（月）	22名（1クラス）	3名
天美小学校（1年）	5月14日（火）	52名（2クラス）	6名
天美西小学校（3年）	5月15日（水）	66名（2クラス）	2名
恵我小学校（3年）	5月21日（火）	58名（2クラス）	5名
松原東小学校（3年）	5月22日（水）	68名（2クラス）	5名
中央小学校（3年）	5月22日（水）	66名（2クラス）	4名
布忍小学校（3年）	5月22日（水）	54名（2クラス）	7名
三宅小学校（3年）	5月24日（金）	35名（1クラス）	3名
天美南小学校（3年）	5月27日（月）	85名（3クラス）	3名
中央小学校（2年）	6月28日（金）	79名（3クラス）	4名
松原北小学校（1年）	10月15日（金）	59名（2クラス）	3名

☆他館の見学

学校名	実施日	児童数	実施館
天美南小学校（2年）	6月25日（火）	28名（1クラス）	天美図書館
三宅小学校（2年）	9月20日（金）	47名（2クラス）	三宅図書館
恵我南小学校（2年）	10月15日（火）	25名（1クラス）	恵我図書館
恵我南小学校（2年）	10月16日（水）	25名（1クラス）	恵我図書館

・味見読書

目的：自分で本を選べない、またどんな本が好きか分からない子どもが多くいる。味見読書を通して多くの本と出合うことで、苦手意識を和らげるきっかけにしてもらう。

対象：小中学生

内容：料理の味見をするように本の一部分を3分間だけ読むというのを1時間の間繰り返す。

学校名	学年	実施日
松原北小学校	2～5年	6月13日（木）、14日（金）
松原東小学校	3・4年	10月15日（火）、17日（木）
恵我南小学校	1年	10月29日（火）
河合小学校	1～6年	11月28日（木）、12月5日（木）
松原南小学校	1年	1月22日（水）
中央小学校	1～6年	2月17日（月）～19日（水）、 25日（火）

・絵の本ひろば

本の表紙が見えるように並べ子どもたちが自由に絵本を手に取り、普段手に取らない本との出会いを提供する広場。

学校名	学年	実施日
松原北小学校	1～6年	10月10日（木）、11日（金）

(1 4) 刊行物

刊行物名	発行館	発行年月
館報「図書館だより（かわちもめん）」No. 4 5 7 ～ 4 6 2 「松原市民図書館活動報告」2 0 2 3 年度 「新着図書案内」	全館 全館 全館	2024/4～2025/3（隔月） 2024/8 2024/4～2025/3

*その他 利用案内・各種行事案内は適宜作成

(1 5) 予算

単位：千円

年 度	市民図書館 管理運営事 業費	資料費					その他 図書館費	備考
		総額	図書	逐次刊 行物	視聴覚 資料	電子書 籍		
6	274,863	25,000	20,000	3,114	980	906	249,863	決算額
7	281,761	25,000	20,000	2,900	1,000	1,100	256,761	当初予算額

(1 6) 図書館協議会

第1回 2024年10月 松原市民松原図書館協議会委員の任命状及び委嘱状の交付
会長の選任について
令和5年度松原市民図書館活動報告について

[市民図書館協議会委員名簿] ◎会長 (令和7年3月31日現在)

選任区分	氏名
学識経験者	◎藤野寛之 永田拓治
学校教育及び社会教育の関係者	阪本幸 藏楽充重 下里桂子 田中智海 宮ナナ江 藤田早苗
家庭教育の向上に資する活動を行う者	田崎由佳

(17) 子ども文庫及び関連団体

文庫名	代表者	活動日時
天美スカイハイツ文庫	野々垣雅子	不定期
雨の日文庫	川端綾子	不定期
日光ハイツ文庫	近間秀子	毎週水曜日 午後2時～4時 (不定期)

☆関連団体☆

- ・おはなし小箱の会（代表者：松本都）例会：毎月最終月曜日 午前10時～12時

図書館の利用をすすめるため読書啓発活動をしている会。要望があればどこへでも行って、おはなし・紙芝居・絵本の読み聞かせなどを組み合わせておはなし会を行っている。図書館ボランティアの会運営委員会・図書館まつり参加。

- ・たんぽぽ（代表者：砂山雅江）例会：月1回

子どもたちに本のすばらしさを伝え、親も子どもと共に育ち勉強していこうとする会。幼稚園・小学校・子育て支援センターなどで絵本の読みきかせ、紙芝居・ペープサートなどを行っている。図書館ボランティアの会運営委員会・図書館まつり参加・大阪府子ども文庫連絡会運営委員会参加。

(18) 図書館ボランティアの会

図書館の運営に協力している9つのボランティア団体をまとめる「図書館ボランティアの会」が、令和元年8月8日に発足した。各ボランティア団体の連携を深め、図書館の発展を目的とする。

参加団体 たんぽぽ（おはなし小箱の会・田井城勉強会・天美勉強会・恵我勉強会・松原南勉強会・だっこでえほん・雨の日文庫）
松原あめんぼテープライブラリー
松原市朗読研究会

(19) 市民図書館アシスト倶楽部

図書館に興味があり、活動したい人を対象に、登録制のボランティアを募集している。

対象：16歳以上

登録者数：11名(2025年3月末現在)

延べ参加人数：76名(1人1回1～2時間程度)

☆主な活動内容

- ・図書館行事(手作り会など)の準備、補助
- ・各図書館での書架整理・配架・破損本のチェックなど

(2 0) まつばら電子図書館 (電子書籍サービス)

パソコンやスマートフォン・タブレット端末などから、インターネットを介して365日、24時間利用できるサービス。

対象：松原市民図書館の利用登録をしている人

貸出点数：3点まで

貸出期間：2週間

予約：3点まで

※松原独自資料については、松原市の郷土・歴史・文化を多くの人へ発信するもので、利用登録がなくても利用できる。

〈利用状況〉

年度	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
コ ン テ ン ツ 数	6,689	7,789	8,397	9,668	11,197	12,092	12,561	13,636
登 録 者 数	3,336	3,835	—	—	—	—	—	—
ロ グ イ ン 数	2,193	2,351	3,283	4,049	4,727	22,679	16,713	16,458
コ ン テ ン ツ 貸 出 点 数	1,316	1,132	1,274	1,431	1,577	17,064	11,091	11,232
コ ン テ ン ツ 閲 覧 回 数	3,189	2,883	3,262	3,182	4,058	32,133	24,415	22,964
コ ン テ ン ツ 予 約 点 数	109	61	123	103	228	8,616	3,018	3,563

ログイン数……………利用者が「まつばら電子図書館」にアクセスした累計。

コンテンツ貸出点数…利用者が借りた電子書籍の点数。

コンテンツ閲覧数……利用者が借りた電子書籍を閲覧した回数の累計。

※コンテンツ数は、サービス開始時からの累計。

※登録者数は、毎年の登録者数の累計。(2016年度以前は休止者数等の統計は不明)

※2019年度から、まつばら電子図書館個別の登録が必要なく、すべての図書館登録者が利用できる仕様となったため、登録者数は計上しない。

○松原市図書館条例

昭和52年4月19日条例第17号

改正

昭和53年7月4日条例第18号
昭和54年3月31日条例第5号
昭和54年9月26日条例第29号
昭和55年4月1日条例第5号
昭和56年4月10日条例第8号
昭和57年3月31日条例第4号
昭和58年4月1日条例第10号
昭和59年4月5日条例第8号
昭和60年4月5日条例第16号
昭和63年4月1日条例第3号
平成2年12月26日条例第13号
平成4年8月4日条例第17号
平成5年6月30日条例第17号
平成6年4月12日条例第13号
平成12年3月31日条例第11号
平成19年3月27日条例第8号
平成24年3月28日条例第9号
平成27年3月27日条例第14号
平成28年6月29日条例第28号
平成30年12月21日条例第25号
令和2年6月30日条例第19号

松原市図書館条例

(設置)

第1条 本市は、市民の読書及び図書館資料に対する要求にこたえる目的をもって、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第2条にいう松原市民図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

2 図書館は、別表第1に掲げる施設によつて構成する。

(事業)

第2条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存並びに貸出しに関する事。
- (2) 読書会の主催等の読書振興に関する事。
- (3) 自習場所の提供に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館活動の推進に必要な事業に関する事。

(職員)

第3条 図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 専門職員（司書・司書補）
- (3) その他必要な職員

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定により指定管理者が管理を行うときは、これらの職員を置かないことができる。

(利用時間)

第4条 松原市民松原図書館の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項に規定する図書館以外の図書館の利用時間は、午前10時から午後5時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、集会室の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、利用時間を延長し、又は短縮することができる。

(休館日)

第5条 松原市民松原図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年1月4日まで
- (2) 年間10日以内で館長が定める日

2 前項に規定する図書館以外の図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる日
- (2) 月曜日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 毎月第3木曜日
- (4) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（前3号に掲げる日を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（遵守事項等）

第6条 図書館に入館する者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び設備（以下これらを「施設等」という。）又は図書館資料を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある物を持ち込まないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障がある行為をしないこと。

2 委員会は、入館者が公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあると認めるときその他前項に規定する遵守事項に反し、又は反するおそれがあると認めるときは、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

（管理）

第7条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により図書館の管理を委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の維持管理に関する業務
- (2) 集会室及び自習室の使用の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て業務の一部を委託することができる。

（集会室又は自習室の許可）

第8条 集会室又は自習室を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（許可の制限）

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室又は自習室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 委員会が特に認める場合を除き、物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為をするおそれがあると認めるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (5) その他委員会が管理上支障があると認めるとき。

（立入り）

第10条 委員会は、施設等の管理上必要があるときは、使用中の施設に立ち入ることができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の許可の条件に違反して使用したとき、又は使用しようとするとき。
- (2) 使用者が、この条例の規定に基づく指示に従わないとき。

- (3) 使用者が、第9条各号のいずれかに該当するとき。
 - (4) 使用者が、偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
 - (5) 災害の発生その他緊急やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 前項の規定により、使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命じた場合において、使用者に損害が生ずることがあつても、市は一切その責めを負わない。
- (集会室等の使用料等)
- 第13条 集会室を法第3条第6号に掲げる事項以外の目的に使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の使用料の納付は前納とする。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき、後納によることができる。
- 3 図書館に附属する複写機を使用する者は、1枚につき50円の範囲内で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。
- 4 第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、第25条第1項の規定により読み替えて適用する第1項の利用料金の額は別表に定める額の範囲内で、同条第1項の規定により読み替えて適用する前項の利用料金の額は1枚につき50円以下で市長が定める額の範囲内で、それぞれ指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
- 5 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。
- 6 第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、市長は、第25条第1項の規定により読み替えて適用する第1項及び第3項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- (使用料の減免)
- 第14条 市長は、特に必要があるとして市長が定める場合に該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。
- (使用料の還付)
- 第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特に必要があるとして市長が定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
- (損害の賠償)
- 第16条 施設等を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。
- (図書館協議会)
- 第17条 法第14条第1項に基づく松原市民図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- (協議会の組織)
- 第18条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員12人以内で組織する。
- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験者
- (委員の任期)
- 第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (指定管理者の指定手続)
- 第20条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。
- 2 委員会は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ図書館の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他委員会が定める事項を公示するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申出書に事業計画書その他委員会が定める書類を添えて委員会に提出しなければならない。
- 4 委員会は、前項の規定により申出があつたときは、暴力団又は松原市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないと認め、かつ、次に掲げる基準に該当するものの中から、図書館の設置の目的を最も効果的に達成することができると思われる法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
- (1) 図書館を利用しようとするものの平等な使用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。
 - (2) 第1条の設置目的にのつとつた管理を効果的かつ効率的に実施できること。
 - (3) 図書館を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第21条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

(1) 図書館の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められる団体があるとき。

(2) 前条第1項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により委員会が指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(指定の取消し等)

第22条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、市は、指定の取消し等により指定管理者に生じた損害について、一切その責めを負わない。

(1) 本市の条例若しくは教育委員会規則又はそれらに基づく指示及び地方自治法第244条の2第10項に基づく指示に従わないとき。

(2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

(3) 第7条第2項の業務を適正に行うことができなくなつたと認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団密接関係者であるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理運営上不適切な行為があつたとき。

(個人情報の適正管理)

第23条 指定管理者は、第7条第2項の業務の実施において保有することとなる文書等（松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等をいう。以下同じ。）に記録されている個人情報について、松原市個人情報保護条例を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消されたときは、直ちに委員会の指示に従い、第7条第2項の業務に伴い収集した個人情報を記録した文書等を委員会に返還し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、図書館の管理状況を把握するため必要なものとして委員会が定める事項を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(読替規定等)

第25条 第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第4条第4項	教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要であると認めるときは	指定管理者が特に必要であると認めるときは、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て
第5条第1項第2号	館長	指定管理者
第5条第3項	委員会が特に必要であると認めるときは	指定管理者が特に必要であると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て
第6条第2項	委員会	指定管理者
第8条	委員会	指定管理者
第9条	委員会	指定管理者
第10条	委員会	指定管理者
第12条第1項	委員会	指定管理者
第13条第1項	別表第2に定める額の使用料	第4項の規定により指定管理者が定める利用料金
第13条第2項	使用料	利用料金

第13条第3項	1枚につき50円の範囲内で市長が定める額の使用料	次項の規定により指定管理者が定める利用料金
第14条	市長	指定管理者
	使用料	あらかじめ市長の承認を得て利用料金
第15条	使用料	利用料金
	市長が定める場合に該当するときは	指定管理者が定める場合に該当するときは、あらかじめ市長の承認を得て
別表第2	使用料	利用料金

- 2 第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときには、この条例及び教育委員会規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が委員会の承認を得て定めることができる。

(施行の細目)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年条例第5号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第29号）

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第5号）

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和55年規則第20号で昭和55年7月5日から施行)

附 則（昭和56年条例第8号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和56年規則第12号で昭和56年5月20日から施行)

附 則（昭和57年条例第4号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和57年規則第13号で昭和57年5月5日から施行)

附 則（昭和58年条例第10号）

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和58年規則第26号で昭和58年5月31日から施行)

附 則（昭和59年条例第8号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和59年規則第12号で昭和59年5月26日から施行)

附 則（昭和60年条例第16号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和60年規則第20号で昭和60年5月21日から施行)

附 則（昭和63年条例第3号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和63年規則第10号で昭和63年6月10日から施行)

附 則（平成2年条例第13号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成3年規則第1号で平成3年3月12日から施行)

附 則（平成4年条例第17号）

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による松原都市計画事業河内天美駅東部土地区画整理事業についての換地処分公告があつた日の翌日から施行する。（公告があつた日＝平成4年8月5日）

附 則（平成 5 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（平成 5 年規則第 33 号で平成 5 年 11 月 23 日から施行）

附 則（平成 6 年条例第 13 号）

この条例は、平成 6 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（「松原市民図書館新町分室」を「松原市民新町図書館」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成 12 年規則第 41 号で平成 12 年 5 月 12 日から施行）

附 則（平成 19 年条例第 8 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 9 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 14 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 29 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日条例第 25 号）

（施行期日）

- この条例は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。〔指定管理者に関する部分は、令和元年教委規則第 1 号により令和元年 7 月 1 日から施行〕（自習室に関する部分は、令和元年教委規則第 3—2 号により令和元年 12 月 16 日から施行）（指定管理者に関する部分及び自習室に関する部分を除く部分は、令和元年教委規則第 6 号により令和 2 年 1 月 26 日から施行）
（準備行為）

- 改正後の松原市民図書館条例第 20 条から第 22 条までに規定する手続については、施行日前において行うことができる。

附 則（令和 2 年 6 月 30 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から起算して 2 年 9 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。（令和 4 年教委規則第 1 号により令和 4 年 2 月 1 日から施行）

別表第 1（第 1 条関係）

名称	位置
松原市民松原図書館	松原市田井城 3 丁目 1 番 46 号
松原市民天美図書館	松原市天美東 7 丁目 85 番地
松原市民天美西図書館	松原市天美西 1 丁目 18 番 28 号
松原市民恵我図書館	松原市一津屋 1 丁目 10 番 15 号
松原市民三宅図書館	松原市三宅中 3 丁目 17 番 15 号
松原市民情報ライブラリー	松原市上田 7 丁目 11 番 19 号

別表第 2（第 13 条関係）

	昼間			夜間	午後・夜間	全日
	午前	午後	午前・午後			
松原市民恵我図書館	1,200 円	1,600 円	3,100 円	1,600 円	3,600 円	5,100 円

- 使用時間に関する昼夜間の別は、次のとおりとする。
午前 午前 9 時から正午まで
午後 午後 1 時から午後 5 時まで
夜間 午後 6 時から午後 10 時まで
全日 午前 9 時から午後 10 時まで
- 午後 10 時以後使用した場合は、1 時間につき夜間使用料の 20 パーセントを別に徴収する。ただし、1 時間未満は 1 時間とみなす。
- 冷暖房時の使用は、使用料の 40 パーセントを別に徴収する。

○松原市民図書館管理運営規則

昭和52年 4 月19日 教委規則第 2 号

改正

昭和54年 8 月30日 教育委員会規則第 2 号
昭和55年 5 月 8 日 教育委員会規則第 3 号
昭和56年 5 月19日 教育委員会規則第 2 号
昭和56年 8 月 5 日 教育委員会規則第 6 号
昭和57年 4 月17日 教育委員会規則第 1 号
昭和58年 5 月 4 日 教育委員会規則第 6 号
昭和59年 4 月25日 教育委員会規則第 2 号
昭和60年 4 月18日 教育委員会規則第 2 号
昭和63年 2 月25日 教育委員会規則第 1 号
平成元年 2 月18日 教育委員会規則第 8 号
平成 2 年10月26日 教育委員会規則第 1 号
平成 3 年 3 月11日 教育委員会規則第 1 号
平成 5 年 3 月 6 日 教育委員会規則第 3 号
平成 5 年11月12日 教育委員会規則第 5 号
平成 9 年 3 月 7 日 教育委員会規則第 7 号
平成11年 3 月29日 教育委員会規則第 8 号
平成12年 4 月 1 日 教育委員会規則第 9 号
平成15年 2 月 4 日 教育委員会規則第 6 号
平成15年 3 月 7 日 教育委員会規則第11号
平成15年10月 8 日 教育委員会規則第21号
平成17年 2 月17日 教育委員会規則第 1 号
平成18年10月18日 教育委員会規則第 6 号
平成19年 2 月 1 日 教育委員会規則第 1 号
平成19年 2 月21日 教育委員会規則第 2 号
平成20年10月15日 教育委員会規則第10号
平成24年 3 月 2 日 教育委員会規則第 2 号
平成25年 4 月 1 日 教育委員会規則第 6 号
平成31年 1 月16日 教育委員会規則第 1 号
令和 2 年 1 月24日 教育委員会規則第 3 号
令和 3 年 3 月31日 教育委員会規則第 2 号

松原市民図書館管理運営規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 個人に対する館外貸出し（第 4 条—第 6 条）
- 第 3 章 団体（グループ）に対する館外貸出し（第 7 条・第 8 条）
- 第 4 章 家庭文庫及び地域文庫に対する館外貸出し（第 9 条—11 条）
- 第 5 章 身体障害者に対するサービス（第12条—第15条）
- 第 6 章 図書館職員（第16条・第17条）
- 第 7 章 図書館協議会（第18条—第20条）
- 第 8 章 図書館資料（第21条・第22条）
- 第 9 章 集会室又は自習室の使用（第23条—第31条）
- 第10章 図書館資料の複写（第32条・第33条）
- 第11章 附属設備の貸出し（第34条）
- 第12章 損傷等の届出（第35条）
- 第13章 指定管理者（第36条—第40条）
- 第14章 読替規定等（第41条）

第15章 細目（第42条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、松原市図書館条例（昭和52年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（事業）

第2条 条例第2条各号に掲げる事業の細目は、次に掲げるものとする。

- （1）松原市民図書館（以下「図書館」という。）の資料（以下「図書館資料」という。）の収集、整理及び保存並びに館内閲覧及び館外貸出しに関すること。
- （2）読書案内及び読書相談に関すること。
- （3）調査研究に対する資料の提供等の援助に関すること。
- （4）読書会を始め市民の読書生活及び学習活動を豊かに発展させるための各種行事の主催及び援助にすること。
- （5）障害等のために図書館利用が困難な市民へのリーディングサービス、録音図書の貸出サービス、配本サービス等の読書活動の援助に関すること。
- （6）分館、配本車等の効果的運営に関すること。
- （7）学校図書館及び社会教育施設等との提携に関すること。
- （8）図書館間の相互協力事業に関すること。
- （9）家庭文庫及び地域文庫等への援助及び提携に関すること。
- （10）館報その他資料の発行に関すること。
- （11）電子書籍の提供に関すること。
- （12）図書館内において自習するための机、椅子等の提供に関すること。
- （13）その他図書館活動を推進するために必要な事業に関すること。

（館外貸出しの対象者）

第3条 図書館資料の館外貸出しの対象者は、次のとおりとする。

- （1）松原市民
- （2）松原市内に通勤・通学する者
- （3）本市と他の地方公共団体との間で締結した図書館の相互協力に関する協定に基づく図書館資料の館外貸出しの対象者
- （4）館長が適当と認めた者

第2章 個人に対する館外貸出し

（登録）

第4条 個人で図書館資料の館外貸出しを希望する者は、別に定める申込書に記入、提出することによって、登録することができる。

（図書利用カード）

第5条 館長は、前条の登録者に図書利用カードを交付する。

- 2 図書利用カードの有効期間は、図書利用カードを交付（再交付及び更新による交付を含む。）した日から5年間とする。
- 3 図書利用カードを紛失したときは、速やかに届け出るとともに、再交付の手続をしなければならない。
- 4 前項の手続を行わず、図書利用カードが登録者以外の者によつて使用され、損害が生じた場合、その責任は、登録者本人が負うものとする。
- 5 図書利用カードの更新手続は、図書利用カードの有効期間満了日の1月前より行うことができる。

（個人に対する館外貸出しの冊数、期間及び期間の延長）

第6条 個人に対する図書の館外貸出しの冊数は、別に定めるところによる。

- 2 館外貸出しの期間は、1回につき2週間以内とし、他者の利用を妨げない限りにおいて、1回だけ延長することができる。
- 3 図書以外の資料については、館長が別に定める。

第3章 団体（グループ）に対する館外貸出し

（登録）

第7条 団体又はグループで図書館資料の館外貸出しを希望する者は、別に定める申込書に記入、提出することによって、登録することができる。

（団体に対する館外貸出しの冊数及び期間）

第8条 団体又はグループに対する館外貸出しの冊数は、その構成員数に応じ、構成員1人につき2冊を限度として館長が別に定める。ただし、学校で館外貸出しを希望する者にあつては、この限りでない。

2 館外貸出しの期間は、1回につき6月以内とし、月1回必要冊数を交換することができる。

第4章 家庭文庫及び地域文庫に対する館外貸出し (文庫に対する基本的態度)

第9条 家庭文庫及び地域文庫（以下「文庫」という。）は、市民が自主的に運営する市民自身の図書館であり、図書館はその独自性及び役割を尊重するとともに、図書館資料の館外貸出し等の援助を行う。

第10条 文庫を開設し、図書館資料の館外貸出しを希望する者は、別に定める申込書に必要事項を記入の上、館長に提出する。

2 館長は、前項における申込者との協議に基づき、登録を受け付ける。
(文庫に対する館外貸出しの冊数及び期間)

第11条 文庫に対する館外貸出しの冊数及び期間については、文庫の実状に応じて、館長が別に定める。

2 月1回、必要冊数を交換することとする。

第5章 身体障害者に対するサービス (肢体不自由者に対するサービス)

第12条 障害者等何らかの身体的条件によつて、図書館の利用が困難な市民に対し、その希望に応じて自宅又は施設等へ配本する。

(利用の方法)

第13条 前条の制度を利用しようとする者は、電話、郵便等又は代理人によつて登録することができる。

(視覚障害者に対するサービス)

第14条 視覚障害により図書、雑誌等（すみ字本）を利用できない市民に対し、その希望に応じてリーディングサービス及び録音図書の館外貸出サービスを行う。

(利用の方法)

第15条 前条のサービスを利用しようとする者は、電話、郵便等又は代理人によつて登録することができる。

2 リーディングサービスについては、朗読希望図書をあらかじめ提示し、朗読予定日時を予約することができる。

3 朗読時間は、1人につき週1回2時間を限度とする。

4 録音図書の館外貸出サービスについては、希望の録音図書を予約することができる。

5 館外貸出しの冊数は無制限とし、館外貸出しの期間は4週間以内とする。

6 館外貸出しの方法は、本人又は代理人による来館、郵便等による送付又は配本貸出しのいずれかを選ぶことができる。

第6章 図書館職員 (専門的業務に関する研修)

第16条 職員は、その職責を遂行するため、専門的業務に関する研修に努めなければならない。

(館外貸出しの記録等の守秘)

第17条 職員は、館外貸出しの記録その他個人の秘密に関する記録を外部に漏らしてはならない。

第7章 図書館協議会 (会長)

第18条 松原市民図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて選出する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第19条 協議会の会議（以下「会議」という。）の開催は、次のとおりとする。

(1) 定例会 年6回以内

(2) 臨時会 会長が必要と認めたとき。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。

4 会議の議長は、会長がこれを務める。

(事務局)

第20条 協議会の事務局の事務は、教育委員会（以下「委員会」という。）が処理する。

第8章 図書館資料

(定義)

第21条 図書館の資料は、次のとおりとする。

- (1) 図書、新聞及び雑誌
- (2) 郷土資料及び行政資料
- (3) 視覚障害者のための大活字本及びさわる絵本
- (4) 視聴覚資料並びに点字及び点訳資料
- (5) その他必要な資料

(寄贈又は委託)

第22条 寄贈され、又は委託された図書館資料については、他の図書館資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

第9章 集会室又は自習室の使用

(集会室の使用の申請)

第23条 条例第8条の規定により集会室の使用の許可を受けようとするものは、松原市教育委員会施設予約システムの利用者登録等に関する規則（平成15年教委規則第1号）第5条の規定により準用する松原市施設予約システムの利用者登録等に関する規則（平成15年規則第3号）第5条の規定による利用者登録及び利用者コードの交付を受けた上で、使用日の4日前までにあつては施設予約システム（以下「システム」という。）により使用日の3日前以後にあつては松原市民図書館集会室使用許可申請書（様式第1号）により、委員会に申請しなければならない。ただし、国又は地方公共団体にあつては、この限りでない。

- 2 前項の規定による申請は、使用日の属する月の前3月を超えるものは、受け付けない。ただし、委員会が必要があると認めるときは、使用日の属する月の前3月を超える申請を受け付けることができる。

(集会室の利用者の決定)

第24条 集会室の利用者の決定は、次の各号に掲げる申請について、当該各号に定めるところにより行う。

- (1) 使用日の属する月の3月前の1日から10日までの間になされた申請その翌日から15日までの間にシステムによる抽選で決定
- (2) 前号以外の申請 受付順により決定

- 2 前項第1号のシステムによる抽選により利用者と決定されたものは、使用日の属する月の3月前の16日から末日までの間に、システムにより利用確認処理を行わなければならない。この場合において前段の処理が行われなかったときは、委員会は利用する意思がないものとして取り扱うことができる。

(集会室の使用の許可)

第25条 前条第1項第2号の規定により利用者として決定し、又は同条第2項の規定により確認処理がなされたときは、委員会は、システムにより集会室の使用許可を行うものとする。

(集会室の使用の取消し)

第26条 前条に規定する許可を受けた者が集会室を使用しなくなつたときは、松原市民図書館集会室使用取消届出書（様式第2号）を委員会に提出しなければならない。

(自習室の使用の申請)

第27条 条例第8条の規定により自習室の使用の許可を受けようとする者は、自習室を使用しようとするときに、図書利用カードを保有している場合にあつては当該カードを提示することにより、図書利用カードを保有していない場合にあつては委員会が別に定める方法により、委員会に申請しなければならない。

(自習室の使用の許可)

第28条 委員会は、前条の規定による申請があつた場合において、使用を適当と認めるときは、自習室の使用の許可を行うものとする。

(使用料の減免)

第29条 条例第14条の規定による減免は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 障害者若しくは障害者及びその者を介護等する者又は障害者の団体若しくは当該団体及び当該団体を構成する者を介護等する者が使用するとき。 全額免除
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体が社会教育に関する事業に使用するとき。 全額免除
- (3) 国又は地方公共団体が使用するとき。 全額免除
- (4) その他市長において特別の理由があると認めるとき。その都度市長が定める割合を減額

2 使用料の減免を受けようとするものは、松原市民図書館集会室使用料減免申請書（様式第3号）に、減免事由に該当することを証する書類を添付して市長に申請しなければならない。

（使用料の納付）

第30条 条例第13条第1項に規定する使用料は、使用日の10日前までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用日の10日前の日から使用日までに使用の許可を受けたものは、市長が定める日までに前項の使用料を納付しなければならない。

（使用料の還付）

第31条 条例第15条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなったとき。 全額還付
- (2) 使用日の10日前までに使用の取消しの届出があつたとき。 全額還付
- (3) 市長において特別の理由があると認めるとき。その都度市長が定める額を還付

2 使用料の還付を受けようとする者は、松原市民図書館集会室使用料還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

第10章 図書館資料の複写

（使用料）

第32条 条例第13条第3項の使用料の額は、白黒片面1枚につき10円とする。

2 条例第13条第4項の複写機の利用料金の限度額は、白黒片面1枚につき10円、カラー片面1枚につき50円とする。

（著作権のある図書館資料の使用上の責任）

第33条 複写により著作権法上の問題が生じた場合は、すべて当該使用者がその責めを負うものとする。

第11章 附属設備の貸出し

（附属設備の貸出し等）

第34条 図書館資料を視聴するための機器等の附属設備の貸出しを受けようとする者は、図書利用カードを保有している場合にあっては当該カードを提示することにより、図書利用カードを保有していない場合にあっては委員会が別に定める方法により、委員会に申請しなければならない。

2 附属設備は、委員会が指定する場所以外に持ち出してはならない。

第12章 損傷等の届出

（損傷等の届出）

第35条 図書館資料又は施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに松原市民図書館資料等損傷・滅失届（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合における民法（明治29年法律第89号）第709条の規定による損害賠償については、現品若しくは同等品又は委員会の指定する代価により行わせることができる。

第13章 指定管理者

（指定管理者の指定手続に必要な書類）

第36条 条例第20条第3項に規定する申出書は、松原市民図書館指定管理者指定申出書（様式第6号）とし、同項に規定する委員会が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、登記事項全部証明書
- (3) 図書館の管理に関する収支計画書
- (4) 法人にあつては、指定申出の日の属する事業年度の前事業年度の財産状況が分かる書類及

び賃借対照表。ただし、指定申出の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産状況が分かる書類とする。

- (5) 法人にあつては、指定申出の日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業実績報告書
- (6) 役員の住所、氏名、フリガナ、生年月日及び性別を記載した書類
- (7) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (8) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (9) 図書館の事業計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
(指定管理者の指定等)

第37条 委員会は、条例第20条第4項の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定をしたものに対し、松原市民図書館指定管理者指定通知書（様式第7号）により通知し、その旨告示するものとする。

2 委員会は、条例第22条の規定により指定の取消し等を行つた場合において、委員会が自らその業務の全部又は一部を行うときは、その旨告示するものとする。

(変更事項の届出)

第38条 指定管理者は、第36条の規定により提出した書類に変更が生じたときは、速やかに委員会に変更事項を記載した書類を提出しなければならない。

(委員会が定める業務)

第39条 条例第7条第2項第3号の委員会が定める業務は、第2条第1号から第12号までに掲げる事業に関する業務及び同条第13号に掲げる事業に関する業務のうち委員会が必要と認めるものとする。

(事業報告書)

第40条 条例第24条の図書館の管理状況を把握するため必要なものとして委員会が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入実績
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

第14章 その他

(読替規定等)

第41条 条例第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えて適用する。

第3条	館長が	指定管理者が、あらかじめ委員会の承認を得て
第5条第1項	館長	指定管理者
第6条第3項	館長が別に	指定管理者が、あらかじめ委員会の承認を得て
第8条第1項	館長が別に	指定管理者が、あらかじめ委員会の承認を得て
第10条	館長	指定管理者
第11条第1項	館長が別に	指定管理者が、あらかじめ委員会の承認を得て
第16条	職員は、その職責を遂行するため	指定管理者は、図書館の事業に従事する者に対し
	研修に	研修を受けさせるように
第17条	職員は	指定管理者は
	漏らしてはならない	漏らさないよう、図書館の事業に従事する者に対し教育するとともに、その

		他の必要な措置を講じなければならない
第 23 条第 1 項	委員会に	指定管理者に
第 23 条第 2 項	委員会が必要があると認める	指定管理者が、必要があると認める場合において、あらかじめ委員会の承認を得た
第 24 条第 2 項	委員会	指定管理者
第 25 条	委員会	指定管理者
第 26 条	委員会	指定管理者
第 27 条	委員会が	指定管理者が、あらかじめ委員会の承認を得て
	委員会に	指定管理者に
第 28 条	委員会	指定管理者
第 29 条第 1 項	市長において	指定管理者において
	市長が	指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て
第 29 条第 2 項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第 30 条第 1 項	使用料	利用料金
第 30 条第 2 項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第 31 条第 1 項	使用料	利用料金
	市長において	指定管理者において
	市長が	指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て
第 31 条第 2 項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第 32 条	使用料	利用料金
第 34 条第 1 項	委員会が	指定管理者が、あらかじめ委員会の承認を得て
	委員会に	指定管理者に
第 34 条第 2 項	委員会	指定管理者
第 35 条第 1 項	委員会	指定管理者
第 35 条第 2 項	委員会の	委員会又は指定管理者がそれぞれ

2 条例第 7 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせるときの申請書等は、様式第 1 号から様式第 5 号までの例による。

第15章 細目

(施行の細目)

第42条 この規則に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年教委規則第 3 号)

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例（昭和55年条例第 5 号）の施行の日から施行する。

附 則 (昭和56年教委規則第 2 号)

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例（昭和56年条例第 8 号）の施行の日から施行

する。

附 則（昭和56年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年教委規則第6号）

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例（昭和58年条例第10号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和59年教委規則第2号）

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例（昭和59年条例第8号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和60年教委規則第2号）

この規則は、昭和60年5月21日から施行する。

附 則（昭和63年教委規則第1号）

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例（昭和63年条例第3号）の施行の日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第3号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第5号）

この規則は、松原市民図書館条例の一部を改正する条例（平成5年条例第17号）の施行の日から施行する。

附 則（平成9年教委規則第7号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の松原市民図書館管理運営規則の規定は、施行日以後の使用について適用する。

附 則（平成12年教委規則第9号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、松原市図書館条例の一部を改正する条例（平成12年条例第11号）のうち別表第1の改正規定（「松原市民図書館新町分室」を「松原市民新町図書館」に改める部分に限る。）の施行の日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年2月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に施行日以後の図書館の使用に関しなされた手続その他の行為は、改正後の松原市民図書館管理運営規則の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成15年教委規則第11号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第21号）

この規則は、平成16年2月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第19条第5項の規定により貸出を受けている者に対する貸出冊数及び貸出期間については、改正後の第19条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第31条の規定は施行日以後に使用の申請があったものから適用する。

附 則（平成31年1月16日教委規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例（平成30年条例第25号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 図書館の管理を指定管理者に行わせる場合において、図書館の管理を円滑に実施するために必要があると教育委員会が認めるときは、指定管理者は、松原市図書館条例（昭和52年条例第17号）第7条第2項各号に掲げる業務を実施するために必要な行為を施行日前において行うことができる。

附 則（令和2年1月24日教委規則第3号）

この規則中第1条の規定は松原市図書館条例の一部を改正する条例（平成30年条例第25号）の規定中指定管理者に関する部分及び自習室に関する部分を除く部分の施行の日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日教委規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の松原市立学校、幼稚園施設目的外使用規則等の様式により提出されている申請書等は、改正後の松原市立学校、幼稚園施設目的外使用規則等の様式により提出されている申請書等とみなす。

- 3 改正前の松原市立学校、幼稚園施設目的外使用規則等の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の松原市立学校、幼稚園施設目的外使用規則等の様式により作成した用紙として使用することができる。

様式第1号(第23条関係)

松原市民図書館集会室使用許可申請書

松原市教育委員会 殿

年 月 日

(申請者)

住 所

フリガナ

氏名

印

電話番号

*法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名、フリガナ及び電話番号

*申請者の署名があれば、押印を省略することができます。

松原市図書館条例第8条第1項の規定により下記のとおり申請します。

使用目的	
使用日時	年 月 日() から まで
使用人数	名

様式第2号(第26条関係)

松原市民図書館集会室使用取消届出書

松原市教育委員会 殿

年 月 日

(届出者)

住 所

フリガナ

氏名

印

電話番号

*法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名、フリガナ及び電話番号

*申請者の署名があれば、押印を省略することができます。

下記のとおり、松原市民図書館集会室の使用取消しを届け出ます。

使用許可内容	許可番号	(年 月 日 交付)
	使用許可 日 時	年 月 日() から まで
取消理由		

様式第3号(第29条関係)

松原市民図書館集会室使用料減免申請書

松原市長 殿

年 月 日

(申請者)

住 所

フリガナ

氏名

㊞

電話番号

*法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名、フリガナ及び電話番号

*申請者の署名があれば、押印を省略することができます。

下記のとおり、松原市民図書館集会室使用料の減免を申請します。

使 用 日 時	から まで		
使 用 人 数			
申 請 理 由			
減 免 率		使用料	円

様式第4号(第31条関係)

松原市民図書館集会室使用料還付申請書

松原市長 殿

年 月 日

(申請書)

住 所

フリガナ

氏名

㊞

電話番号

*法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名、フリガナ及び電話番号

*申請者の署名があれば、押印を省略することができます。

下記のとおり、松原市民図書館集会室使用料の還付を申請します。

許 可 番 号	(年 月 日 交付)
使 用 日 時	年 月 日() から まで
申 請 理 由	
使 用 料 納 付 年 月 日	年 月 日
還 請 金 付 額	円
還 付 金	円

上記還付金を受領いたしました。

年 月 日

松原市長 殿

受領者名

㊞

様式第5号（第35条関係）

図書館資料等損傷・滅失届

松原市教育委員会 殿

年 月 日

(届出者)

住 所 _____

フリガナ _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

*法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名、フリガナ及び電話番号

*届出者の署名があれば、押印を省略することができます。

下記のとおり、損傷・滅失しましたので届け出ます。

つきましては、生じた損害を賠償いたします。

許可番号	(年 月 日 交付)		
使用目的			
損傷等日時	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分		
原因			
損傷等した図書館資料又は施設若しくは設備の名称	損傷等箇所	数 量	損傷等の程度及び内容

松原市民図書館指定管理者指定申出書

年 月 日

松原市教育委員会 殿

所在地
（申出者） 団体名
代表者
電話番号

下記の図書館の指定管理者の指定を受けたいので、裏面の誓約書とともに、事業計画書等を添えて申し出ます。

記

施設の名称

(裏)

年 月 日

松原市教育委員会 殿

(代表者)

住 所

フリガナ

氏 名

⑨

生年月日

年 月 日生

性 別

男 ・ 女

誓 約 書

私は、松原市が松原市暴力団排除条例に基づき、松原市の事務事業から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を排除していることを承知した上で、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、暴力団、暴力団員又は松原市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、松原市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、松原市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※申出書類に含まれる個人情報、松原市暴力団排除条例に基づき、警察への照会に使用することがあります。

※本誓約書1に該当する事業者であると松原市が松原警察署から通報を受け、又は市の調査により判明した場合は、松原市が松原市暴力団排除条例及び松原市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、松原市ホームページ等において、その旨を公表することがあります。

様式第 7 号（第 3 7 条関係）

第 年 月 号
日

松原市民図書館指定管理者指定通知書

団体名
代表者

殿

松原市教育委員会



下記図書館の指定管理者として、松原市図書館条例第 7 条第 1 項の規定により
指定します。

施設の名称

○松原市民図書館ボランティア活動要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松原市民図書館（以下「図書館」という。）が行う業務に市民ボランティアが参加することにより、市民の生きがい意識を高めるとともに、地域の人材を活用し、市民と協働でより良い図書館サービスを提供するために実施する図書館ボランティア活動について必要な事項を定めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 ボランティア活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 絵本や紙芝居の読み聞かせ
- (2) 配架、書架整理
- (3) 図書館が行う各種イベントのサポート
- (4) 図書館資料の補修
- (5) 図書館内の飾り付け
- (6) 音訳、対面朗読
- (7) その他市民図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めるもの

(ボランティアの登録資格)

第3条 ボランティアの登録資格は年齢が満16歳以上の個人又は市内で活動する市民団体とする。

2 市民団体に属する満16歳未満の者は、ボランティア活動を行うことはできない。

(ボランティアの責務)

第4条 ボランティア活動を行う者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員と密接な協議のもとに、公平かつ平等な利用者サービスに努めること。
- (2) ボランティア活動中において、知り得た個人の秘密に関する事項を漏らさないこと。ボランティア活動を停止した後も同様とする。
- (3) ボランティア活動に当たり公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしないこと。
- (4) ボランティア活動中に政治活動・宗教活動及び営利に関する活動を行わないこと。

(ボランティアの登録)

第5条 ボランティア活動を希望する個人又は団体は、松原市民図書館ボランティア登録申込書（様式第1号）に団体にあっては構成員の住所、氏名及び生年月日を記載した名簿（以下「構成員名簿」という。）を添付して教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、登録を受けなければならない。また、満16歳以上18歳未満の者でボランティア活動を希望する者は、松原市民図書館ボランティア登録申込書に加えて、保護者の同意書（様式第3号）を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の規定により松原市民図書館ボランティア登録申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは別に定める登録台帳に登録し、その旨を通知するものとする。

3 ボランティアの登録期間は、登録された日の属する年度の末日までとする。

(登録内容の変更)

第6条 ボランティアに登録している個人又は団体は、前条の登録内容を変更する場合は、松原市民図書館ボランティア登録事項変更申込書（様式第2号）を委員会に提出して、登録を受けなければならない。また、団体構成員を変更する場合は、変更後の構成員名簿を添付するものとする。

(登録の取消)

第7条 委員会は、ボランティアに登録している個人又は団体が登録の辞退を申し出たとき又は第4条に規定するボランティアの責務を遵守できないと認める場合は、登録を取り消すものとする。

(運用)

第8条 委員会は、第5条第2項の規定によりボランティアとして登録した個人に対し、活動の日時及び内容の一覧を記載した日程表を送付するものとする。

2 ボランティアとして登録を受けた個人は、前項の日程表にボランティア活動の希望日時を記入し、委員会に提出するものとする。

3 委員会は、前項の規定によりボランティア活動の日程表が提出された場合において、活動を依頼するときは、その旨を当該提出した者に通知するものとする。

4 ボランティアとして登録を受けた団体によるボランティア活動の日時及び内容については、委員会と協議の上、決定するものとする。

(研修等)

第9条 館長は、ボランティアに登録している個人又は団体に対し、図書館運営の基本的な考え方、利用者サービスに必要な技能等の研修を実施するものとする。

(会議)

第10条 館長は、必要があると認めるときは、ボランティア会議を開催し、ボランティア活動の状況について、意見交換を行うものとする。

(実施の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ボランティア活動に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

松原市民図書館ボランティア登録申込書

松原市教育委員会 殿

松原市民図書館ボランティア活動要綱の内容を承諾の上、松原市民図書館におけるボランティア活動に参加したいので、松原市民図書館ボランティア要綱第5条の規定により下記のとおり申し込みます。

個人の申込み	氏 名		生年月日	年 月 日生
	住 所	〒		
	連 絡 先 電話番号等	自宅電話		
		携帯電話		
E-Mail				
団体の申込み	団 体 名			
	設立年月日	年 月 日	構成員数	人
	代表者氏名		生年月日	年 月 日生
	代表者住所	〒		
	代 表 者 連 絡 先 電話番号等	自宅電話		
		携帯電話		
		E-Mail		

希望する 活動内容	☐ 絵本・紙芝居の読み聞かせ ☐ 配架・書架整理 ☐ 図書館が行う各種イベントのサポート ☐ 図書館資料の補修 ☐ 図書館内飾り付け ☐ 音訳・対面朗読 ☐ その他（ ）	
個人にあっては個人の氏名、団体にあっては団体名・代表者氏名を活動報告で公表してもよろしいですか。		はい・いいえ
活動希望者に団体代表者の電話番号を紹介してもよろしいですか。		はい・いいえ
（その他、希望する事項があれば記入してください。）		

※ 団体の場合は、構成員名簿を添付してください。
 （構成員名簿は、ボランティアを行う者の確認のほか市民総合賠償補償保険加入手続きのため必要です。）

松原市民図書館ボランティア登録事項変更申込書

松原市教育委員会 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

連絡先電話 _____

下記の事項を変更したいので、松原市民図書館ボランティア活動要綱第6条の規定により下記のとおり申し込みます。

	変更後	変更前
団 体 名		
代表者氏名（個人に あっては個人の氏 名）・生年月日	(年 月 日生)	(年 月 日生)
住 所	〒	〒
連 絡 先 電話番号等		
希望する活動内容		
氏名・団体名・団体 代表者名の公表		
電話番号の紹介		
変更予定 年 月 日	年 月 日	
備 考		

※ 変更のある箇所のみご記入ください。

※ 団体構成員に変更のある場合は、変更後の構成員名簿を添付してください。

年 月 日

松原市民図書館ボランティア登録申込書
満16歳以上18歳未満の者の登録に関する同意書

登録希望者

住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者が、松原市民図書館ボランティアに登録することに同意します。

保護者（登録希望者との続柄 _____）

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

○松原市図書館適正配置等検討委員会規則

平成23年4月1日教委規則第1号

改正

平成26年8月12日教育委員会規則第18号

令和2年1月24日教育委員会規則第2号

松原市図書館適正配置等検討委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市図書館適正配置等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、本市における市民図書館の適正配置等に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 松原市民図書館協議会委員
- (3) 市民
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、選任された日から当該委員に係る第2条の所掌事項の審議が完了する日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働部いきがい学習課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月12日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年1月24日教委規則第2号）

この規則は、令和2年1月26日から施行する。

松原市民図書館活動報告

令和6年度（2024年度）

発行 松原市 市民協働部 いきがい学習課

松原市民図書館 令和7年6月

〒580-0044 松原市田井城 3-1-46

TEL 073-334-8060

FAX 072-330-1475

編集・発行 松原市民図書館